

## 運営状況概要書

(公益100)

法人名：

## 秋田県信用保証協会

設立年月日 昭和26年4月24日

## 1 法人の概要

代表者職氏名	会長 長嶋 直哉	基本財産等	20,041,803千円	県出資等額及び比率	6,868,982千円	(34.3%)	所管部課名	産業労働部産業政策課	
設立目的	中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。								
事業概要	中小企業者等が銀行その他の金融機関から資金の貸付又は手形の割引を受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証を主たる業務とする。								
関連法令、県計画	信用保証協会法								
役員数 (R7.7.1現在)	理事	監事	評議員	計	職員数 (R7.4.1現在)	正職員	出向職員	臨時・嘱託	計
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤		9	72(1)
	4	11	1	2	5	13	役員と職員を兼ねている者の人数は、役員と職員の両方に計上し、職員数には括弧（内数）で表示。		

## 2 法人の行動計画(令和4～7年度)

県関与のあり方	継続	経営状況	安定	取組の方向性	<u>・安定的経営の継続</u>	<u>・公益的事業の安定実施</u>
目標	県内中小企業の成長・発展に向けた適切な金融支援を行うとともに、必要に応じ関係団体や金融機関と連携しながら、きめ細かな経営支援を行うことにより、企業の経営改善や生産性向上などに貢献し、幅広い保証利用の浸透に努める。 【目標】保証利用企業者数 各年度 13,000企業					
取組	力強い金融支援や適正保証の推進に努めることや、関係機関との連携強化・協働を図りながら、県内中小企業の経営改善や事業再生等への取組をサポートすることなどによって、企業の事業継続や発展に寄与するとともに、協会利用の付加価値を向上させ、もって、保証利用企業者数の確保を図ることや、求償権管理を徹底し回収額の最大化に努めることで、財務基盤の強化を図る。 本計画期間においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県内中小企業の資金繰り支援、経営改善支援に注力し、支援企業の事業維持・継続に向けた取組を強化する。					

## 3 財務

## 正味財産増減計算書

(単位:千円)

区分	令和5年度	令和6年度
経常収入	3,457,693	3,177,015
自主事業収入	2,974,726	2,673,633
運用益収入	250,444	251,597
その他	232,523	251,785
経常支出	2,140,381	2,119,497
業務費	832,890	864,638
人件費	532,555	559,172
経常利益（損失）	1,317,312	1,057,518
経常外収入	5,463,997	5,643,953
経常外支出	5,492,471	6,103,752
経常外収支差額	28,474	459,799
制度改革促進基金取崩額		
当期収支差額	1,288,837	597,719

## 貸借対照表

(単位:千円)

区分	令和5年度	令和6年度
流動資産	32,218,977	30,904,772
固定資産	306,934,870	280,191,783
資産計	339,153,847	311,096,555
流動負債		
短期借入金		
固定負債	312,893,535	284,238,524
長期借入金		
負債計	312,893,535	284,238,524
資本金	10,847,937	10,847,937
利益剰余金等	15,412,375	16,010,094
純資産計	26,260,312	26,858,031
負債・純資産計	339,153,847	311,096,555

## &lt;主な経営指標&gt;

項目	令和5年度	令和6年度	増減
経常収支比率 (経常収益 ÷ 経常費用)	161.5%	149.9%	11.7
流動比率 (流動資産 ÷ 流動負債)			
自己資本比率 (純資産計 ÷ 負債・純資産計)	7.7%	8.6%	+ 0.9
有利子負債比率 (有利子負債 ÷ 純資産計)			

端数処理の関係で増減が一致しないことがある。

## &lt;退職給与引当状況 (単位:千円)&gt;

要支給額	引当額	引当率(%)
429,923	429,923	100.0%

## 県の財政的関与の状況（事業費補助・委託を除く）

(単位:千円)

区分	令和5年度	令和6年度	支出目的等
年間支出	16,762	50,419	県中小企業融資制度に係る損失補償額
年度末残高	6,340,597	6,435,740	県中小企業融資制度に係る損失補償限度額、金融安定化特別基金

法人名：

## 秋田県信用保証協会

## 自己評価

1 行動計画における目標及び取組の達成状況			2 経営状況		
【令和6年度実績】 保証利用企業者数：13,785企業（前年度：14,199企業、目標：13,000企業） 保証漫透率：47.5%（前年度：48.9%、目標：44.8%） 保証漫透率 = 保証利用企業者数 : 13,785企業 / 県内中小企業者数 : 29,042企業			【令和6年度実績】 経常収支差額：1,057,518千円（前年度：1,317,312千円） 経常外収支差額：459,799千円（前年度：28,474千円） 当期収支差額：597,719千円（前年度：1,288,837千円）		
【自己評価】 目標とする保証利用企業者数については、コロナ禍における利用急増の反動減等から、前年度と比較して414企業の減少となり、保証漫透率も前年度比で1.4%の減少となつたが、県・市町村の創業支援資金等を活用した創業支援（238企業（前年度：243企業））や伴走支援型特別保証（263企業（前年度：180企業））に取り組んだほか、県資金向上私募債（56企業）など政策保証の推進により、目標の13,000企業（106.0%）を達成した。			【自己評価】 保証料収入が予算額を49百万円余り上回ったこと、また、業務費が予算を75百万円余り下回るなどしたことから、当期収支差額は予算を73百万円余り上回った。 なお、県からの財政援助として、中小企業融資制度に係る損失保証金50,419千円を受領している。		

## 所管課評価

1 行動計画における目標及び取組の達成状況			2 経営状況		
【所管課評価】 目標13,000企業に対し、利用企業者数が13,785企業と上回っていることから、目標は達成されたものと認められる。 中小企業の多様な資金需要に応えるための金融支援をはじめ、創業支援や事業承継、事業再生支援の促進にも努め、多くの企業に対し実効性の高い経営支援を実施し、企業の発展による県内経済の活性化につながる活動を期待している。			【所管課評価】 県からの財政援助として、中小企業融資制度に係る損失補償金を支援しているが、当該損失補償は中小企業振興のため信用保証協会による積極的な保証承諾を促すことを目的としており、また、法人の経営状況については、収支差額が約6億円の黒字であるほか、基本財産及び収支差額変動準備金も厚く、経営状況は良好であると認められることから、A評価とする。		

## 委員会評価

総合評価	法人全体の取組・運営状況に関するコメント
A	行動計画における取組について、前年度から実績が減少しているものの、目標を達成しているほか、経営状況についても約6億円の黒字を達成していることから、安定した法人運営であると評価できる。 創業支援、事業承継、事業再生支援等の経営支援を実施しており、企業の経営改善や発展に寄与していると言える。

## 【委員からの提言】

新型コロナウイルス感染症関連の融資に係る求償権償却の増加が危惧されることから、返済負担に資金繰りが追いついていない中小企業に対する支援の強化が求められている。 創業や事業承継、経営革新等の成長企業に対してのみならず、経営が悪化している地元企業に対しても関係団体や金融機関等との連携した伴走支援を期待する。
---

## 委員会評価を踏まえた対応方針

法人の対応方針	所管課の対応方針
経営の安定に支障をきたしている中小企業（特に、過剰債務を抱えている中小企業や返済緩和を余儀なくされている中小企業）、事業承継に課題を抱える中小企業等を重点支援先として定め、資金繰り支援にとどまらず、関係団体や金融機関等との連携を一層強化し、伴走型の経営支援・再生支援の積極的な実施に注力していく。	今後も黒字経営の確保に努めるよう働きかけるとともに、県内中小企業の成長・発展に向けた適切な金融支援のほか、創業や事業承継、経営革新等の成長企業のみならず、経営悪化企業やコロナ関連融資の返済が負担となっている企業に対しても、関係団体や金融機関等との連携による伴走支援をさらに強化するよう指導・助言を行う。

法人名 秋田県信用保証協会

**令和7年度計算書類等**

法人所管課 産業政策課

## 秋田県信用保証協会定款

(29. 6.15 組織変更による認可)

昭和 34. 3. 9 日一部改正（公庫貸付金を保証基金に繰り入れに伴う変更）  
 昭和 34. 11. 10 日一部改正（支部を支所に改称）  
 昭和 35. 6. 1 日一部改正（大曲支所設置）  
 昭和 36. 4. 1 日一部改正（倍率 25 倍に引上げる）  
 昭和 38. 1. 25 日一部改正（合併により附則を設ける）  
 昭和 40. 5. 18 日一部改正（本荘支所設置）  
 昭和 42. 8. 1 日一部改正（金融機関等負担金創設及び保証最高限度改正）  
 昭和 42. 10. 31 日一部改正（倍率 33.3 倍に引上げる）  
 昭和 43. 12. 23 日一部改正（倍率 42.8 倍に引上げる）  
 昭和 50. 1. 24 日一部改正（湯沢支所設置）  
 昭和 50. 6. 30 日一部改正（保証対象範囲の拡大及び倍率 50 倍に引上げる）  
 平成 2. 2. 16 日一部改正（収支差額変動準備金創設）  
 平成 6. 2. 16 日一部改正（相互銀行法を銀行法へ変更）  
 平成 11. 2. 23 日一部改正（金融安定化特別基金創設）  
 平成 11. 9. 30 日一部改正（国民生活金融公庫へ名称変更）  
 平成 12. 4. 18 日一部改正（私募債保証の取扱の創設）  
 平成 12. 8. 29 日一部改正（常務理事職の創設）  
 平成 13. 3. 20 日一部改正（私募債保証の法律の変更）  
 平成 14. 12. 11 日一部改正（私募債保証の法律の変更）  
 平成 15. 3. 28 日一部改正（横手、湯沢支所の統廃合による横手・湯沢支所の設置）  
 平成 17. 1. 1 日一部改正（破産法の変更に伴う改正）  
 平成 17. 3. 22 日一部改正（市町村合併に伴う改正）  
 平成 19. 10. 17 日一部改正（私募債保証の法律名の変更）  
 平成 20. 9. 12 日一部改正（業務の追加に伴う変更）  
 平成 20. 10. 1 日一部改正（政府系金融機関の統合等に伴う変更）  
 平成 21. 2. 2 日一部改正（「社債等の振替に関する法律」の名称変更に伴う改正）  
 平成 22. 6. 17 日一部改正（金融安定化特別基金の廃止）  
 平成 30. 4. 1 日一部改正（信用保証協会法の一部改正）  
 令和 4. 11. 1 日一部改正（信用保証協会法の一部改正）

### 第 1 章 総 則

(目的)

**第 1 条** 本協会は、中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。

(名称)

**第 2 条** 本協会は、秋田県信用保証協会という。

(事務所)

**第 3 条** 本協会は、主たる事務所を秋田市に置き、従たる事務所を左の各地に

置く。

横手・湯沢支所	横手市
大館支所	大館市
大曲支所	大仙市
能代支所	能代市
本荘支所	由利本荘市

(定款の変更)

**第4条** この定款は、理事会の決議をもって変更することができる。

**2** 前項の決議は、理事の3分の2以上の者の同意によって行われなければならない。

(公 告)

**第5条** 本協会の公告は、本協会の掲示場に掲示して行い、且つ、秋田市において発行する秋田魁新報に掲載して行う。

## 第2章 業務

(業 務)

**第6条** 本協会は第1条の目的を達するために次の業務を行う。

(1) 中小企業者等が銀行その他の金融機関から資金の貸付け又は手形の割引を受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証

(2) 中小企業者等の債務を銀行その他の金融機関が保証する場合における当該保証債務の保証

(3) 銀行その他の金融機関が株式会社日本政策金融公庫の委託を受けて中小企業者等に対する貸付けを行った場合、当該金融機関が中小企業者等の当該借入れによる債務を保証することとなる場合におけるその保証をしたこととなる債務の保証

(4) 中小企業者が発行する社債（当該社債の発行が金融商品取引法（昭和

23年法律第25号) 第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限り、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第66条第1号に規定する短期社債を除く。)のうち銀行その他の金融機関が引き受けるものに係る債務の保証

(5) 前各号に掲げる業務に付随し、本協会の目的を達するために必要な業務

2 本協会は、前項の業務のほか、当該業務の遂行を妨げない限度において、次の業務を行う。

(1) 前項各号の債務の保証に係る中小企業者に対する経営の改善発達に係る助言その他の支援

(2) 前項各号の債務の保証をするに当たり行う当該債務の保証に係る中小企業者が発行する新株予約権の引受け

(3) 前項各号の債務の保証に基づき求償権を取得した場合における当該債務の保証に係る中小企業者に係る次に掲げる業務

イ 債権管理回収業に関する特別措置法(平成10年法律第126号)第2条第1項第1号から第3号までに掲げる債権(以下この号において「特定金銭債権」という。)、特定金銭債権を担保する保証契約に基づく債権及び信用保証協会その他信用保証協会法施行令(昭和28年政令第271号)で定める者が特定金銭債権を担保する保証契約に基づく債権に係る債務を履行した場合に取得する求償権並びにこれらの債権に類し又は密接に関連するものとして同施行令で定めるものの譲受け

ロ イの規定により譲り受けた債権の管理(当該債権の管理のために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為を含む。)

ハ イ及びロに掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査並びに当該中

## 小企業者に対する助言

(4) 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）

第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合が行う中小企業者に対する投資事業（創業若しくは中小企業者の経営の改善発達を支援するもの又は過大な債務を負っている中小企業者の事業の再生を図るものに限る。）に必要な資金の出資

(5) 前各号に掲げる業務に付随し、本協会の目的を達するために必要な業務

3 本協会は、前項第3号イの規定により譲り受けた債権の回収に係る業務については、弁護士（弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人を含む。）を代理人とし、又は債権回収会社（債権管理回収業に関する特別措置法第2条第3項に規定する債権回収会社をいう。）に委託するものとする。

4 この条及び次条において「中小企業者」とは、秋田県内において、商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う中小規模の事業者をいい、この条において「中小企業者等」とは、中小企業者、秋田県内に住所若しくは居所を有する者又は秋田県内において勤労に従事する者をいう。  
(協会と銀行その他の金融機関との連携)

**第6条の2** 本協会は、その業務を行うに当たっては、中小企業者による経営の改善発達を促進するため、銀行その他の金融機関と連携を図るものとする。  
(保証債務の最高限度)

**第7条** 本協会の保証債務額の最高限度は、基本財産並びに当該年度の出捐金及び次条に規定する金融機関等負担金の合計額の15倍とする。

2 前項における「保証債務額」とは、保証債務の総額に10分の3を乗じて得た額とする。

### 第3章 資産及び会計

(基本財産)

**第8条** 本協会は、組織変更による本協会成立のときにおける資産の総額を基本財産として管理する。

**2** 毎事業年度の決算における当該事業年度の収支の差額の剰余は、その100分の50の範囲内で収支差額変動準備金として繰り入れることができ、収支の差額の欠損は収支差額変動準備金をもって補てんすることができるものとし、それらの繰り入れ又は補てん後の差額は当該事業年度末における基本財産の増加又は減少とする。

**3** 出捐金は当該事業年度末の基本財産の増加とする。

**4** 本協会は、金融機関等負担金（第6条第1項に掲げる債務の保証をするための業務に係る資金に充てるための負担金をいう。）を受入れ、これを基本財産に充てることができる。金融機関等負担金は当該事業年度末の基本財産の増加とする。

**5** 収支差額変動準備金は、これを取り崩し基本財産に充てることができる。この振替額は当該事業年度末の基本財産の増加とする。

**6** 第2項から前項までに規定する場合を除くほか、本協会の基本財産は変更しないものとする。

(事業年度)

**第9条** 本協会の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

**第4章 役員**

(定数)

**第10条** 本協会に役員として理事18人以内及び監事3人以内をおく。但し、理事10人以下又は監事2人以下となったときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(任命)

**第11条** 理事及び監事は、学識経験者のうちから秋田県知事が任命する。

(任期)

**第12条** 理事の任期は3年、監事の任期は2年とする。但し、理事及び監事は再任されることができる。

- 2 補欠の理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 任期の満了又は辞任に因って退任した理事又は監事は、新たに定められた理事又は監事が就任するまでなおその職務を行う。

(会長、副会長、専務理事、常務理事)

**第13条** 理事のうちから会長1人、副会長1人及び専務理事1人及び常務理事1人を互選する。

- 2 会長は、本協会を代表し、その業務を総理する。
- 3 副会長は、協会を代表し、会長に事故あるときはその職務を行う。
- 4 専務理事は、会長を補佐し、本協会の業務を処理する。
- 5 常務理事は、会長を補佐し、本協会の業務を処理する。

(理事会)

**第14条** 本協会の業務は、理事の全員をもって組織する理事会の決議により処理しなければならない。

**第15条** 理事会は、会長が招集する。

- 2 理事の3分の1以上が会議の目的たる事項を示して会長に理事会の招集を請求したときは、会長はすみやかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会は、この定款に別段の定めある場合を除いて、理事の過半数が出席しなければ議事を開き議決することができない。
- 4 理事会の議事は、この定款に別段の定めある場合を除いて、出席した理事の過半数の同意をもって決する。
- 5 理事会の決議をなすべき場合において理事全員の同意があるときは、書面

による決議をもって理事会の決議に代えることができる。

- 6 前項の書面による決議には理事会の決議に関する規定を準用する。
- 7 決議の目的である事項につき、理事全員が書面をもって同意を表したときは書面による決議があつたものとする。

## 第5章 合併及び解散

(合併)

**第16条** 本協会は理事会の決議により合併することができる。

- 2 前項の決議には第4条第2項の規定を準用する。

(解散)

**第17条** 本協会は次の事由によって解散する。

- 1 理事会の決議
- 2 合併
- 3 破産手続開始の決定
- 4 組織変更認可の取消し

- 2 前項第1号の決議には、第4条第2項の規定を準用する。

(残余財産の帰属)

**第18条** 本協会が解散した場合において協会の債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを協会に対する資金その他の財産の出捐者に対し、出捐の額に応じ、且つ、その出捐の額を限度として分配するものとする。

- 2 前項の規定による分配の結果なお残余財産があるときは、その財産は秋田県に帰属する。

## 附 則

附則を次の通り改める。

能代市信用保証協会との合併当初の役員については、第12条第2項の規定にかかわらず、同条第1項の任期によるものとする。

基金台帳(令和7年3月31日)

出捐金

関係先名称	前期末	当年度中増加額	当期末
秋田県	8,748,982,000	-	8,748,982,000
秋田市	301,593,000	-	301,593,000
能代市	77,012,000	-	77,012,000
横手市	49,325,000	-	49,325,000
大館市	71,454,000	-	71,454,000
本荘市	65,423,000	-	65,423,000
男鹿市	37,233,000	-	37,233,000
湯沢市	43,496,000	-	43,496,000
大曲市	53,598,000	-	53,598,000
鹿角市	43,167,000	-	43,167,000
小坂町	7,428,000	-	7,428,000
鷹巣町	25,151,000	-	25,151,000
比内町	11,776,000	-	11,776,000
森吉町	9,572,000	-	9,572,000
阿仁町	5,693,000	-	5,693,000
田代町	7,356,000	-	7,356,000
合川町	6,462,000	-	6,462,000
上小阿仁村	3,865,000	-	3,865,000
琴丘町	5,218,000	-	5,218,000
二ツ井町	14,982,000	-	14,982,000
八森町	4,838,000	-	4,838,000
山本町	6,556,000	-	6,556,000
八竜町	5,971,000	-	5,971,000
藤里町	4,514,000	-	4,514,000
峰浜村	2,472,000	-	2,472,000
五城目町	13,754,000	-	13,754,000
昭和町	7,898,000	-	7,898,000
八郎潟町	7,064,000	-	7,064,000
飯田川町	5,468,000	-	5,468,000
天王町	11,896,000	-	11,896,000
井川町	4,349,000	-	4,349,000
若美町	4,913,000	-	4,913,000
大潟村	543,000	-	543,000
河辺町	6,247,000	-	6,247,000
雄和町	4,202,000	-	4,202,000
仁賀保町	12,674,000	-	12,674,000
金浦町	6,750,000	-	6,750,000
象潟町	16,604,000	-	16,604,000
矢島町	6,023,000	-	6,023,000
岩城町	4,439,000	-	4,439,000
由利町	6,537,000	-	6,537,000
大内町	6,706,000	-	6,706,000
東由利町	3,967,000	-	3,967,000
西目町	3,983,000	-	3,983,000
鳥海町	4,563,000	-	4,563,000
神岡町	6,363,000	-	6,363,000
西仙北町	7,589,000	-	7,589,000
角館町	24,335,000	-	24,335,000
六郷町	7,774,000	-	7,774,000
中仙町	8,283,000	-	8,283,000
田沢湖町	19,765,000	-	19,765,000
協和町	5,630,000	-	5,630,000
太田町	6,876,000	-	6,876,000
仙北町	7,133,000	-	7,133,000
南外村	3,553,000	-	3,553,000
西木村	6,155,000	-	6,155,000
千畠町	5,224,000	-	5,224,000
仙南村	3,933,000	-	3,933,000
増田町	9,160,000	-	9,160,000
平鹿町	10,038,000	-	10,038,000
雄物川町	7,862,000	-	7,862,000
大森町	5,759,000	-	5,759,000
十文字町	17,087,000	-	17,087,000
山内村	2,715,000	-	2,715,000
大雄村	3,726,000	-	3,726,000
稻川町	11,484,000	-	11,484,000
雄勝町	10,486,000	-	10,486,000
羽後町	14,745,000	-	14,745,000
東成瀬村	1,883,000	-	1,883,000
皆瀬村	2,499,000	-	2,499,000
みずほ銀行	486,500	-	486,500
富士銀行	642,500	-	642,500
UFJ銀行	278,500	-	278,500
青森銀行	1,003,210	-	1,003,210
みちのく銀行	645,554	-	645,554
秋田銀行	10,032,009	-	10,032,009
北都銀行	9,017,833	-	9,017,833
荘内銀行	31,000	-	31,000
山形銀行	247,500	-	247,500
東北銀行	199,500	-	199,500
山形しあわせ銀行	204,500	-	204,500
北日本銀行	455,500	-	455,500
秋田信用金庫	1,358,000	-	1,358,000
羽後信用金庫	362,500	-	362,500
秋田ふれあい信用金庫	620,407	-	620,407
五城目信用金庫	180,500	-	180,500
角館信用金庫	187,500	-	187,500
大館信用組合	201,500	-	201,500
中央信用組合	223,000	-	223,000
秋田県信用組合	221,500	-	221,500
商工組合中央金庫	1,486,987	-	1,486,987
秋田商工会議所	500,000	-	500,000
能代商工会議所	4,722,911	-	4,722,911
花輪商工会	60,000	-	60,000
神岡南外商工会	65,000	-	65,000
西仙協和商工会	100,000	-	100,000
仙北市商工会	75,000	-	75,000
大雄村商工会	10,000	-	10,000
東成瀬村商工会	5,000	-	5,000
湯沢商工会議所	50,000	-	50,000
秋田県鉱業会	300,000	-	300,000
能代市業者団体	1,525,770	-	1,525,770
計	9,997,273,681	-	9,997,273,681

金融機関等負担金

関係先名称	前期末	当期中増加額	当期末
みずほ銀行	30,025,000	-	30,025,000
富士銀行	1,068,000	-	1,068,000
UFJ銀行	162,000	-	162,000
青森銀行	29,331,000	-	29,331,000
みちのく銀行	38,150,000	-	38,150,000
秋田銀行	1,011,329,000	-	1,011,329,000
北都銀行	986,436,000	-	986,436,000
荘内銀行	11,268,000	-	11,268,000
山形銀行	18,738,000	-	18,738,000
岩手銀行	4,193,000	-	4,193,000
東北銀行	9,133,000	-	9,133,000
七十銀行	8,895,000	-	8,895,000
山形しあわせ銀行	27,534,000	-	27,534,000
きらやか銀行	6,115,000	-	6,115,000
北日本銀行	27,687,000	-	27,687,000
秋田信用金庫	127,731,000	-	127,731,000
羽後信用金庫	96,952,000	-	96,952,000
秋田ふれあい信用金庫	43,957,000	-	43,957,000
五城目信用金庫	17,526,000	-	17,526,000
角館信用金庫	16,920,000	-	16,920,000
大館信用組合	19,662,000	-	19,662,000
中央信用組合	22,371,000	-	22,371,000
秋田県信用組合	62,515,000	-	62,515,000
商工組合中央金庫	78,756,000	-	78,756,000
農林中央金庫	50,000	-	50,000
J A秋田信連	370,000	-	370,000
かづの農協	310,000	-	310,000
住友生命	5,755,000	-	5,755,000
興亜火災	3,593,000	-	3,593,000
住友火災	4,746,000	-	4,746,000
あいおい損保	590,000	-	590,000
千代田火災	1,605,000	-	1,605,000
東京海上日動	1,690,000	-	1,690,000
ニッセイ同和損保	636,000	-	636,000
損保ジャパン	1,558,000	-	1,558,000
日新火災	2,028,000	-	2,028,000
日本興亜	1,704,000	-	1,704,000
損保ジャパン	1,308,000	-	1,308,000
全国信用保証協会連合会	2,570,000	-	2,570,000
日本共同証券財団	5,696,000	-	5,696,000
計	2,730,663,000	-	2,730,663,000

※秋田県からの出えん金には、金融安定化特別基金1,880,000,000円を含む。

## 秋田県出資・出捐法人 役員名簿

法 人 名 : 秋田県信用保証協会

時 点 : 令和7年7月1日

番号	役職名称	氏名	職名
1	会長	長嶋 直哉	元 県職員
2	副会長	辻 良之	県商工会議所連合会 会長
3	常務理事	笠井 仁志	県産業労働部 課長待遇
4	理事	船木 富三弥	元 協会職員
5	理事	佐藤 久美子	元 協会職員
6	理事	芦田 晃輔	秋田銀行 頭取
7	理事	板垣 良一	商工組合中央金庫秋田支店長
8	理事	大森 三四郎	県商工会連合会 会長
9	理事	北林 貞男	県信用組合 会長
10	理事	齊藤 滋宣	県市長会 会長
11	理事	佐藤 敬	北都銀行 頭取
12	理事	佐藤 功一	県産業労働部長
13	理事	菅原 浩	県信用金庫協会 会長
14	理事	藤澤 正義	県中小企業団体 中央会 会長
15	理事	松田 知己	県町村会 会長
16	監事	田中 一博	元 協会職員
17	監事	長谷部 弘輝	税理士法人秋央 長谷部会計代表
18	監事	赤坂 薫	かおる総合法律事務所 代表
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			

番号	役職名称	氏名	職名
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			
51			
52			
53			
54			

# 年度経営計画

7年度分

秋田県信用保証協会

# 1. 経営方針

秋田県信用保証協会

## (1) 業務環境

### 1) 県内経済情勢

令和6年に日経平均株価が史上最高値をつけ、さらに日本銀行はマイナス金利政策を解除して17年ぶりの利上げを決めました。企業には賃上げの動きが広がっています。物価の伸び率とともに賃金が上昇すれば、経済は成長していきます。日本銀行秋田支店が令和7年1月27日に公表した県内金融経済概況では、「県内景気は、一部に弱めの動きがみられるものの、緩やかに回復している。」としています。

しかし世界的に非常に不安定な情勢の中、様々なコストアップ要因があり県内経済情勢は先行き不透明な状況が続いている。また秋田県は人口減少率、高齢者割合が全国トップであり、県内市場の縮小や廃業増加、人手不足、後継者不足といった問題があります。県内経済の発展には、それらの問題に対応していくことが重要です。

### 2) 秋田県の中小企業を取り巻く環境

物価高に加えて人手不足が深刻化しており、県内中小企業・小規模事業者（以下、「中小企業」という。）の経営環境は依然厳しい状況が続いています。原材料価格や労務費等の増加に応じた適正な価格転嫁を実現するためには、付加価値向上などによる競争力の強化が重要となります。県内中小企業はDX（デジタルトランスフォーメーション）推進といった環境変化への対応を推し進め、生産性や顧客満足度の向上、および収益力強化を図っていくことが求められています。

当協会では金融支援に加えて、経営支援にも力を入れています。経営改善や新事業に取り組む意欲のある事業者を積極的に支援し、創業支援や再生支援、事業承継支援をさらに促進することで持続的な地域社会の実現を目指します。

# 1. 経営方針

秋田県信用保証協会

## (2) 業務運営方針

当協会では、令和6年4月からスタートした6年間の長期経営計画において「地域とともに、企業とともに」をスローガンに、「保証浸透率50%」及び「より地域に必要とされる組織へ」という目標を掲げております。この達成に向けて前期3年間の中期事業計画を策定しており、令和7年度は計画の2年度目として、業務運営方針を以下のとおりとします。

### 【保証部門】

物価高や人手不足等の影響を受けている中小企業、コロナ関連融資の返済負担に資金繰りが追いついていない中小企業に対し、保証協会ならではの政策保証を活用して借換等による資金繰り支援に万全を期します。本県は人口減少率、高齢者割合が全国トップであり、特に創業支援や事業承継支援に力を入れて取り組み、持続可能な地域社会の実現を目指します。

また資金調達における利便性向上や円滑な事業承継を促すために、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けて、経営者保証を不要とする取扱いに積極的に取り組みます。

### 【経営支援部門】

過剰債務を抱えている中小企業や返済緩和を余儀なくされる中小企業、事業承継に課題を抱える中小企業等を重点支援先として定め、金融機関や関係機関と連携して経営支援・再生支援を積極的に行います。

### 【管理回収部門】

担保・保証人に過度に依存しない融資慣行が普及浸透していることに加え、今後は更に経営者保証改革プログラムに基づき経営者保証を付さない取扱いが加速していくことから、求償権回収の維持促進に向けてより効率的かつ効果的な業務運営に努めます。

### 【その他間接部門】

職員の資質向上や職場環境の改善により組織を活性化させるとともに、中小企業に寄り添った対応を心掛け、中小企業や金融機関等から信頼される、「より地域に必要とされる組織」を目指していきます。

## 2. 重点課題

秋田県信用保証協会

### 【保証部門】

#### (1) 現状認識

コロナ禍で増大した債務の返済に加え、物価・人件費の高騰や人手不足等により中小企業は引き続き厳しい経営環境にあります。金融機関や関係機関と連携し、適切な金融支援を提供していく必要があります。

また本県は人口減少率、高齢者割合が全国トップであり、持続可能な地域社会の実現への取組が求められます。

#### (2) 具体的な課題

- 1) 県内中小企業に寄り添った迅速かつ的確な金融支援の実施
- 2) 創業、事業承継先への金融支援

#### (3) 課題解決の方策

- 1) 県内中小企業に寄り添った迅速かつ的確な金融支援の実施

##### ① 政策保証の推進

物価高や人手不足等の影響を受けている中小企業、コロナ関連融資の返済負担に資金繰りが追いついていない中小企業に対し、保証協会ならではの政策保証を推進し資金繰り支援に万全を期します。

また、国や県、市町村の助力を得ながら金融機関との連携を図り、企業ニーズに即した保証商品の開発普及及び保証利用の裾野拡大に努めます。

##### ② 設備投資への積極的な支援

県内中小企業の事業継続及び発展、また新規事業展開を後押しするため、生産性向上や収益力強化等に資する設備投資を積極的に支援していきます。

## 2. 重点課題

秋田県信用保証協会

### 【保証部門】

#### ③ 経営者保証改革への整備・対応

経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向け、「事業者選択型経営者保証非提供制度(横断的制度)」をはじめとした経営者保証を不要とする取扱いを積極的に推進し、適切な運用と利用促進に努めます。

#### ④ 環境保全、カーボンニュートラル等の取り組み

猛暑や大雨によって重大な気象災害が発生するなど気候変動の影響が深刻化しており、自然環境の保全や温暖化の抑制等に向けた金融面での取り組みを推進します。

また、本県の豊かな自然環境や地域資源を生かした分野にも目を配り、農商工連携や食品製造加工産業の振興に向けた支援に積極的に取り組みます。

### 2) 創業、事業承継先への金融支援

人口減少、少子高齢化が進む本県において、特に創業支援や事業承継支援に力を入れて取り組み、社会的課題の解決を目指すスタートアップの創出やM&A等による円滑な事業承継を後押しし、雇用の維持、創出による持続可能な地域社会の実現を目指します。

#### ① 創業支援の充実

創業に必要な情報提供や相談窓口での対応を充実させ、準備段階者を含む創業者や第二創業など業態転換への取組を積極的に支援します。また国の施策である経営者保証を不要とする保証制度の周知に努めます。

創業者との接点をつくるため、創業者が集まり情報共有できる場に参加、また集まる場を作り支援ニーズの把握に努めます。

#### ② 創業保証利用先へのモニタリング強化

創業保証を利用した中小企業に対してモニタリングを行い、資金繰りや抱える経営課題の把握に努め、企業に寄り添った金融支援や経営支援を実施することで、事業の成長を後押しします。

## 2. 重点課題

秋田県信用保証協会

### 【保証部門】

#### ③ 事業承継支援の強化

人口減少、少子高齢化が進む本県において後継者不足は深刻な問題であり、事業承継支援は重要な取り組みです。各種関連保証制度の利用を促すことで事業承継を後押しし、企業や雇用の維持・拡大に貢献することで、持続可能な地域社会の実現を目指します。

## 2. 重点課題

秋田県信用保証協会

### 【経営支援部門】

#### (1) 現状認識

物価高や人手不足、過剰債務など多くの中小企業は様々な経営課題を抱えています。また本県は人口減少率・高齢者割合が全国トップであり、県内市場の縮小や少子高齢化による人手不足、後継者不在等を要因とした休廃業の増加などの課題も抱えています。このため当協会をはじめとする中小企業支援機関には、中小企業の個別の状況に応じた課題解決支援、継続的な伴走支援、円滑な事業承継支援など様々な経営支援に尽力することが求められています。

#### (2) 具体的な課題

- 1) 経営支援の質の向上と効果検証
- 2) 金融機関や関係機関との連携強化

#### (3) 課題解決の方策

- 1) 経営支援の質の向上と効果検証

##### ① 事業者の抱える課題やニーズの把握

中小企業の抱える課題やニーズを把握するために、企業訪問や面談等においては適切なモニタリングを行い、各企業の現状把握に努めています。

##### ② 経営支援の充実

各企業の現状から、どのような課題やニーズを抱えているのかを分析し、それを基に有効な経営支援を検討・提案していきます。支援の内容や必要性に応じて、関係機関との連携も実施していきます。

## 2. 重点課題

秋田県信用保証協会

### 【経営支援部門】

#### ③ 経営改善・再生支援の取組強化

事業環境がさらに変わっていく中、県内中小企業の置かれている状況を見極め、過剰債務を抱えている中小企業や返済緩和を余儀なくされる中小企業、事業承継に課題を抱える中小企業等を重点支援先として定め、金融機関及び関係機関と連携して資金繰り支援にとどまらない経営改善・再生支援を積極的に行っていきます。

#### ④ 経営支援の効果検証による取組

経営支援の効果検証を実施し、結果の分析を行い、県内中小企業の経営改善・生産性向上に向けたより質の高い経営支援施策に結びつけていきます。

##### ・経営支援の取組に関する定量的な効果検証の指標及び目標値の設定

対象	専門家派遣事業実施企業
指標	ローカルベンチマーク指標 (①売上高増加率、②営業利益率、③労働生産性、④EBITDA 有利子負債倍率、⑤営業運転資本回転期間、⑥自己資本比率) *法人は①～⑥の6指標、個人は①～③の3指標
目標値	支援実施の直前の決算期を0期として、3期目の上記指標のうち法人は3指標以上、個人は1指標以上改善が見られた企業割合が30%以上となること

## 2. 重点課題

秋田県信用保証協会

### 【経営支援部門】

#### 2) 金融機関や関係機関との連携強化

##### ① 金融機関との連携・協働の深化

金融機関との連携を一層深めることにより、早期に中小企業の抱える課題を把握し、適時適切な経営支援を行うことで経営改善や資金繰り改善に貢献します。

##### ② 関係機関との連携・協働の深化

過剰債務や事業承継等の複雑かつ難易度の高い経営課題を抱える先については、保証協会単独での課題解決に向けたきめ細かい支援は難しいことから、関係機関との連携を一層深めることにより中小企業の経営改善や再生等への取組を積極的に推進していきます。

## 2. 重点課題

秋田県信用保証協会

### 【管理回収部門】

#### (1) 現状認識

担保や保証人に依存しない融資慣行が進行し、求償権の回収局面においては年々厳しさが増しています。また長期化求償権の滞留やコロナ関連融資後の代位弁済増加から、より効率的かつ効果的な業務運営が求められています。

#### (2) 具体的な課題

##### 1) 管理・回収業務の効率化と業務体制の整備

#### (3) 課題解決の方策

##### 1) 管理・回収業務の効率化と業務体制の整備

###### ① 管理・回収業務の効率化と効果的な回収の実現

コロナ関連融資の代位弁済が増加している状況下、期中管理担当者と求償権担当者との連携を確実に行い、代位弁済後の初動に注力するとともに、求償権先の的確な実態把握、計画的な時効管理を通して、求償権業務全体の効率化と効果的な回収に努めます。

###### ② 融資慣行の変化に即した管理・回収体制の整備

担保や保証人に依存しない融資慣行が進行し、今後はさらに経営者保証が付されていない求償権が増加していきます。管理事務停止や求償権整理による管理債権の圧縮、勉強会等によるスキルアップに努め、回収機能の維持・向上を推進します。

###### ③ 廃業、再チャレンジ支援の取組

収益力改善や事業再生等が極めて困難な中小企業・小規模事業者や、保証債務の整理を課題とする経営者・保証人等に対し、金融機関や関係機関等と連携して廃業や再チャレンジの取組を支援します。

## 2. 重点課題

秋田県信用保証協会

### 【その他間接部門】

#### (1) 現状認識

職員の資質向上や職場環境の改善により組織を活性化させるとともに、中小企業に寄り添った対応を心掛け、中小企業や金融機関等から信頼される、「より地域に必要とされる組織」を目指していきます。

一方、当協会が中小企業に対する支援を実施していく上で、公共的使命と社会的責任を果たすため、コンプライアンス態勢の強化と適正な組織運営、積極的な経営方針の情報公開、内部監査などによる統制・検証機能の充実について引き続き努力していくことが求められています。

#### (2) 具体的な課題

- 1) 協会組織の活性化
- 2) コンプライアンス態勢の維持・強化

#### (3) 課題解決の方策

- 1) 協会組織の活性化

##### ① 人材の育成と有効活用

各種研修や外部機関への派遣などにより、役職員のスキルアップや資質向上を後押しします。中小企業支援をさらに加速できるように、人的リソースの有効活用と適正な業務配分に配慮していきます。職場環境の整備に努め、一人一人が働きがいを感じ自発的な貢献意欲が醸成され、組織の活性化へつながるよう取り組みます。

##### ② 業務効率化、デジタル化の推進

環境の変化に伴い多様化・複雑化する業務について限られた経営資源の中で迅速かつ的確に対応していくため、効率化に向けた業務の見直しを進めます。また様々なデジタル技術の進展に対応していくため、通信教育や資格取得の奨励等により役職員のデジタル・リテラシーの底上げを図ります。

## 2. 重点課題

秋田県信用保証協会

### 【その他間接部門】

#### ③ 広報活動の強化

当協会の概要や各種保証制度、経営支援メニュー等について、ホームページや各種媒体を通じて情報発信の強化に努め、県内事業者や金融機関、関係機関とのリレーションシップの構築促進や保証制度等の利用浸透に努めます。

#### 2) コンプライアンス態勢の維持・強化

##### ① コンプライアンス態勢の維持確立

当協会は公共的使命と社会的責任を果たし、より地域から信頼される組織となるため、コンプライアンス態勢の維持確立に向けた取組を役職員一丸となって引き続き進めます。

また、サイバー攻撃などのリスクを想定し、情報セキュリティの強化に努めます。

##### ② 内部監査の実施

基幹業務の事務処理についての適格性監査のほか、具体的な対応についての妥当性監査を強化し、必要に応じ本部や各現課に対して改善や修正を求め、指導的機能を発揮します。また、主務省庁による監督・検査における指摘や指導に適切に対応するとともに、本部による各現課の管理状況についても検証します。

##### ③ 個人情報保護の徹底と適正な管理

監査実施計画に基づく点検・監査を実施し、個人情報保護の啓発及び徹底を図ります。

## 2. 重点課題

秋田県信用保証協会

### 【その他間接部門】

#### ④ ガバナンスの強化、経営計画等の公表

協会運営に関し、長期経営計画及び中期事業計画並びに年度経営計画等に基づく重要事項について役職員間での認識共有を徹底とともに、中小企業に対する経営支援等の取組の「見える化」を進め、ガバナンスの強化を図ります。

また、経営計画の公表やディスクロージャーの発行等、適切な情報公開を通じた透明性の高い経営を実現します。

#### ⑤ 反社会的勢力等の排除

反社会的勢力等の保証利用を未然に防止するため、保証利用の有無にかかわらず関連情報を集約し、データベースの充実を図ります。また、全国暴力追放運動推進センターなど関係機関との連携を一層強化し、不当な資金獲得活動の温床となりかねない取引を根絶し、反社会的勢力等との関係を遮断します。

## 令和7年度コンプライアンス・プログラム

1. コンプライアンス 態 勢		
No	【 実 施 項 目 】	【 実 施 時 期 】
1	コンプライアンス委員会の設置	通 年
2	コンプライアンス統括部署の設置	通 年
3	ハラスメント統括部署の設置	通 年
4	コンプライアンス担当者の選任	通 年
5	コンプライアンス・プログラム制定	4 月
6	コンプライアンス活動計画策定	4 月

2. 広 報 活 動		
No	【 実 施 項 目 】	【 実 施 時 期 】
1	本所・支所の事務所内における周知 ① 秋田県信用保証協会倫理憲章の掲示 ② 個人情報保護宣言の掲示 ③ 反社会的勢力等への対応について掲示	通 年
2	ディスクロージャー(令和7年度版事業概況)による広報 会長挨拶の中にコンプライアンス重視の経営を明記し、倫理憲章を掲載	毎年 7月
3	協会ホームページに個人情報保護宣言と反社会的勢力等への対応について掲載	通 年

### 3. コンプライアンス・チェック

No	【実施項目】	【実施時期】
1	コンプライアンス報告書の提出	毎月
2	情報漏洩防止に関する点検報告書の提出	毎月
3	内部監査時のコンプライアンス関連項目のチェック	上期・下期
4	コンプライアンスの認識度チェックテスト(全職員対象)	抜き打ち監査時
5	コンプライアンスアンケートの実施(全職員対象)	下期
6	ハラスメントに関するアンケート調査の実施(全職員対象)	上期・下期

### 4. 各種委員会

No	【実施項目】	【実施時期】
1	コンプライアンス委員会の開催	定例年2回・随時
2	ハラスメント統括部署会議の開催	定例年2回・随時
3	コンプライアンス担当者会議の開催	定例年2回・随時

### 5. 内部啓発活動

No	【実施項目】	【実施時期】
1	役員による教宣・啓発活動	通年
2	内部監査時における教宣・啓発活動	通年
3	コンプライアンス勉強会の実施(各部署で実施)	通年(年4回以上)
4	内部研修会におけるコンプライアンス教宣・啓発活動	通年
5	各種研修会への職員派遣	通年
6	外部講師による研修会の実施	下期

### 3. 事業計画

秋田県信用保証協会

(単位:百万円、%)

	金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比
保証承諾	52,000	94.5%	105.9%
保証債務残高	249,000	90.9%	91.1%
保証債務平均残高	261,000	90.9%	91.6%
代位弁済	5,000	111.1%	104.2%
実際回収	550	91.7%	57.3%
求償権残高	1,393	110.6%	76.2%

積算の根拠(考え方)
・保証承諾 保証承諾額は、令和6年度実績見込比105.9%の520億円とした。企業ニーズに応じた借換の提案や企業訪問などを通じた資金需要の掘り起こし、設備投資への積極的な金融支援などに取り組むこととし増加を見込む。
・保証債務残高 保証債務残高は、令和6年度実績見込比91.1%の2,490億円とした。令和7年度の保証承諾、償還、代位弁済などの見込みから減少すると見込む。
・代位弁済 代位弁済は、令和6年度実績見込比104.2%の50億円とした。コロナ禍からの業況不振継続や物価上昇、人手不足等の影響により倒産の高止まりが懸念される。
・実際回収 求償権回収は、令和6年度実績見込比57.3%の5億50百万円とした。代位弁済計画額と回収ピッチから算出した数値に回収環境を勘案して策定した。
・求償権残高(帳簿) 令和6年度見込み18億28百万円に対し、令和7年度代位弁済、回収、求償権の償却を加味し計画した。

## 4. 収支計画

秋田県信用保証協会

(単位:百万円、%)				
	金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比	保証債務 平残比
経常収入	2,989	96.7%	95.3%	1.15%
保証料	2,375	91.9%	91.2%	0.91%
運用資産収入	244	98.4%	97.6%	0.09%
責任共有負担金	336	157.0%	156.3%	0.13%
その他	34	72.3%	50.7%	0.01%
経常支出	2,321	101.8%	108.0%	0.89%
業務費	997	106.1%	113.3%	0.38%
借入金利息	0	0.0%	0.0%	0.00%
信用保険料	1,123	91.0%	92.9%	0.43%
責任共有負担金納付金	138	0.0%	0.0%	0.05%
雑支出	63	80.8%	196.9%	0.02%
経常収支差額	668	82.4%	67.7%	0.26%
経常外収入	7,511	125.1%	131.4%	2.88%
償却求償権回収金	62	84.9%	59.6%	0.02%
責任準備金戻入	1,924	97.2%	97.9%	0.74%
求償権償却準備金戻入	603	192.7%	203.7%	0.23%
求償権補填金戻入	4,922	135.2%	147.0%	1.89%
その他	0	0.0%	0.0%	0.00%
経常外支出	7,626	121.2%	121.7%	2.92%
求償権償却	5,337	131.3%	143.0%	2.04%
責任準備金繰入	1,801	99.5%	93.6%	0.69%
求償権償却準備金繰入	459	110.6%	76.1%	0.18%
その他	29	1450.0%	322.2%	0.01%
経常外収支差額	-115	40.2%	20.8%	-0.04%
制度改革促進基金取崩額	0	—	—	—
収支差額変動準備金取崩額	0	0.0%	0.0%	0.00%
当期収支差額	553	105.3%	127.7%	0.21%
収支差額変動準備金繰入額	276	105.3%	127.8%	0.11%
基金準備金繰入額	277	105.3%	127.6%	0.11%
基金準備金取崩額	0	0.0%	0.0%	0.00%
基金取崩額	0	0.0%	0.0%	0.00%

積算の根拠(考え方)
・「保証料」については、過年度実績等をもとに平均保証料率を0.91%として策定した。
・「責任共有負担金」については、責任共有対象の保証残高および過年度代位弁済実績をもとに個別積算し計上した。
・「経費」については、個別科目毎に積算した。
・「信用保険料」については、過年度実績等をもとに平均保険料率を0.43%として計上した。なお、「責任共有負担金納付金」として138百万円を計上している。
・「求償権補填金償却、戻入」については、代位弁済と回収の計画を加味して積算した。
・「制度改革促進基金取崩額」については、平成29年度決算において基金残高全額を取り崩したことから発生しない。

## 5. 財務計画

秋田県信用保証協会

		(単位:百万円、%)		
		金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比
年 金 度 融 中 機 出 関 え 等 ん 負 金 担 ・ 金	県	0	—	—
	市町村	0	—	—
	金融機関等	0	—	—
	合計	0	—	—
基金取崩		0	—	—
基金準備金繰入		277	105.3%	127.6%
基金準備金取崩		0	—	—
期 末 基 本 財 産	基金	10,848	100.0%	100.0%
	基金準備金	9,388	103.5%	103.0%
	合計	20,236	101.6%	101.4%

制度改革促進基金取崩	0	—	—
制度改革促進基金期末残高	0	—	—

収支差額変動準備金繰入	276	105.3%	127.8%
収支差額変動準備金取崩	0	—	—
収支差額変動準備金期末残高	7,010	104.7%	104.1%

		(単位:百万円、%)		
		金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比
国からの財政援助		0	0.0%	0.0%
基金補助金		0	0.0%	0.0%
地方公共団体からの財政援助		1,003	99.0%	95.2%
保証料補給 (「保証料」計上分)		950	97.3%	94.6%
保証料補給 (「事務補助金」計上分)		0	0.0%	0.0%
損失補償補填金		53	143.2%	106.0%
事務補助金 (保証料補給分を除く)		0	0.0%	0.0%
借入金運用益		0	0.0%	0.0%

積算の根拠(考え方)
・基本財産造成については、自助努力による基金準備金の積み上げを主体とし、出えん金・金融機関負担金は要望しない。
・制度改革促進基金については、平成29年度決算で基金残全額を取り崩した。

## 6. 経営諸比率

秋田県信用保証協会

(単位: %)

項目	算式	比率	対前年度計画比 増減	対前年度 実績見込比増減
保証平均料率	保証料収入／保証債務平均残高	0.91%	0.01%	0.00%
運用資産収入の保証債務平残に対する割合	運用資産収入／保証債務平均残高	0.09%	0.01%	0.00%
経費率	経費【業務費+雑支出】／保証債務平均残高	0.41%	0.06%	0.09%
(人件費率)	人件費／保証債務平均残高	0.22%	0.02%	0.02%
(物件費率)	物件費【経費-人件費】／保証債務平均残高	0.19%	0.03%	0.07%
信用保険料の保証債務平残に対する割合	信用保険料／保証債務平均残高	0.43%	0.00%	0.01%
支払準備資産保有率	(流動資産-借入金)／保証債務残高	11.52%	0.08%	0.77%
固定比率	(事業用不動産+建設仮勘定)／基本財産	3.35%	0.89%	0.34%
基金の基本財産に占める割合	基金／基本財産	53.61%	-0.85%	-0.74%
求償権による基本財産固定率	(求償権残高-求償権償却準備金)／基本財産	4.62%	0.38%	-1.52%
基本財産実際倍率	保証債務残高／基本財産	12.3倍		
代位弁済率	代位弁済額(元利計)／保証債務平均残高	1.92%	0.35%	0.23%
回収率	回収(元本)／(期首求償権+期中代位弁済(元利計))	0.94%	-1.39%	-0.22%

2. 基本財産固定率欄の下段には、計算根拠となる各年度末毎の求償権残高の実数(単位:百万円)を記入する。

法人名 秋田県信用保証協会

**令和 6 年度計算書類等**

法人所管課 産業政策課

# 事 業 報 告 書

第74期 (令和 6 年 4 月 1 日から)  
(令和 7 年 3 月 31 日まで)

秋田県信用保証協会

## 目 次

1. 業 務 報 告 書 .....	1 頁
2. 収 支 計 算 書 .....	3 6 頁
3. 貸 借 対 照 表 .....	3 7 頁
4. 財 產 目 錄 .....	3 8 頁

# 1. 業務報告書

## (1) 事業概況

### 事業方針

当協会では、令和6年4月に策定した6年間の長期経営計画において、「地域とともに、企業とともに」を経営ビジョンに掲げ、この達成に向け計画期間の前期3年間（令和6年度～令和8年度）にあたる中期事業計画並びに令和6年度経営計画において部門毎に以下の重点的な取組を定め、業務運営に努めることとした。

#### 【保証部門】

- (1) 県内中小企業に寄り添った適切な金融支援の実施
- (2) 創業、事業承継支援の強化

#### 【経営支援部門】

- (1) 経営支援の充実と効果検証
- (2) 金融機関や関係機関との連携強化

#### 【管理回収部門】

- (1) 求償権管理・回収業務の効率化と業務体制の整備

#### 【その他間接部門】

- (1) 協会組織の活性化
- (2) コンプライアンス態勢の強化

#### (保証業務)

新型コロナウイルス感染症対応資金（通称：ゼロゼロ融資）の返済が開始される中小企業、物価高や人手不足等の影響を受けている中小企業に対し、保証協会ならではの政策保証を活用して借換等による資金繰り支援を行った。

持続可能な地域社会の実現を目指し、創業予定者に対し創業準備から資金調達までのアドバイス等きめ細かな創業支援を行った。また、専門家派遣により、個々の企業価値を高め円滑な事業承継を後押しし、事業承継支援にも力を入れて取り組んだ。加えて、資金調達における利便性向上や円滑な事業承継を促すために、経営者保証を不要とする取扱いについても積極的に行った。

#### (経営支援業務)

過剰債務を抱えている中小企業や返済緩和を余儀なくされる中小企業、

事業承継に課題を抱える中小企業を重点支援先として定め、金融機関や関係機関と連携して資金繰り支援にとどまらない経営支援・再生支援を積極的に行なった。

また、中小企業の経営改善・生産性向上に向けた一層質の高い取組を行っていくため、関連データの蓄積やモニタリング・フォローアップによって収集した情報等に基づいて経営支援の効果検証を実施した。

#### (管理回収業務)

期中管理部門と求償権管理部門の連携により、要代位弁済先の調査および代位弁済直後の初動対応を適切に実施するとともに、担保処分の促進、一部弁済による保証人免除を伴う不定期回収の促進等を実施し、回収の最大化に努めた。

また、OJTを通じて求償権管理・回収にかかる人材を育成し、回収機能の維持・向上に努めた。

#### (その他)

コンプライアンス態勢の維持確立に向けた取組を土台としつつ、金融支援・経営支援等を効果的に進めるため各種研修会に職員を参加させ、個々の能力向上に努めるなど、高い専門性とスキルを持った職員の育成に取り組んだ。

また、業務効率を高めるため引き続きデジタル化を進め、データ可視化ツールや人事給与・就業管理システムの導入などに取り組んだ。

## 経済情勢

令和6年度の県内経済は、特に行楽シーズンから年末にかけ各種地域行事の再開、旅行・外出機会の増加から、観光業や宿泊施設、それに関連した食料品製造業が好調に推移した。一方、産業全体として、長引く物価高騰や人手不足、コロナ禍に増加した借入金の返済、また、一部業種において豪雨などの自然災害、ガソリン補助金の縮小による燃料コストの高騰など、様々な影響から県内中小企業・小規模事業者（以下、「中小企業」という。）を取り巻く経営環境は厳しい状況が続いている。

県内の企業倒産においては、東京商工リサーチの令和6年度の「秋田県企業倒産状況」では、件数47件、負債総額36億円となっており、件数、金額とも大幅に減少し、前年度比は件数で73%、金額で35%となった。しかし、集計対象外の負債総額1,000万円未満企業の代位弁済が企業ベースで全体の51.4%を占めていることや景況などから、今後、収益を圧迫された企業の倒産増加が懸念される。

## 業 績

このような経済情勢の中で、令和6年度の事業概況は次のとおりであった。

### 1) 保証承諾及び保証債務残高の状況

保証承諾は、4,408件、491億28百万円で、前年度に比べ件数で2件増加し、金額では23億51百万円（105.0%）増加した。

また、保証残高は、28,936件、2,725億21百万円となり、前年度に比べ件数で1,065件（△3.5%）、金額では279億58百万円（△9.3%）減少した。

なお、重要課題として取り組んだ「保証利用企業者数の確保」については、13,785企業と前年度に比べ414企業減少した。

### 2) 延滞保証債務残高および代位弁済の状況

期末所定期限経過保証債務残高（期限経過90日超）は、9件1億91百万円となった。（前年度5件58百万円）

また、代位弁済（元利）は、509件、46億53百万円となり、前年度に比べ件数で110件（27.6%）、金額では12億82百万円（38.0%）増加した。

期末の代位弁済請求残高は、42件、4億83百万円となり、前年度に比べ件数で15件（55.6%）、金額では2億45百万円（103.4%）増加した。

なお、保証債務平均残高に対する代位弁済率は、1.63%となり、前年度に比べ0.55ポイント上昇した。

### 3) 求償権回収の状況

求償権元本の回収額は、71件、8億48百万円となり、前年度に比べ件数で21件（42.0%）、金額では1億51百万円（21.7%）増加した。

また、損害金回収については1億17百万円で、前年度に比べ61百万円（110.4%）増加した。

この結果、元本・損害金の回収総額は、9億65百万円となり、前年度に比べ2億13百万円（28.3%）増加となった。

## 事業の展望

当協会では、令和6年度から新たに6年間（令和6年度～令和11年度）の長期経営計画を定め、「地域とともに、企業とともに」をスローガンに、「保証浸透率50%」及び「より地域に必要とされる組織へ」という目標を掲げた。この達成に向け計画期間の前期3年間（令和6年度～8年度）にあたる中期事業計画において保証部門、経営支援部門、管理回収部門、その他間接部門に分類し取り組んでいる。

令和7年度においては、引き続きコンプライアンス態勢の維持確立に向けた取組を役職員一丸となって進める。

様々な外部環境の影響を受ける中小企業のニーズに応えるため金融支援をはじめ、創業支援や事業承継、事業再生支援の促進にも努め、多くの企業に対し実効性の高い経営支援を実施し、企業の発展による県内経済の活性化につながる活動を全力で取り組む。

加えて、国が推進する中小企業者が経営者保証を提供しないことを柔軟に選択することができるよう対応を進める。

また、これらの金融支援、経営支援をより効果的に行うため、引き続き県・市町村、金融機関、支援機関等との連携を重視しながら、金融仲介機能を発揮するとともに、体系的な人材育成を通じて職員の中小企業支援に関するスキルアップにも取り組む。

### 令和7年度の重点的な取組

- 県内中小企業に寄り添った迅速かつ的確な金融支援の実施
- 創業、事業承継先への金融支援
- 経営支援の質の向上と効果検証
- 金融機関や関係機関との連携強化

### 令和7年度 事業計画主要数値

保証承諾	520億円
保証残高	2,490億円
保証債務平均残高	2,610億円
代位弁済	50億円
求償権回収	5.5億円

(2) 庶務事項

年 月 日	記 事
令和6年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人事異動実施</li> <li>○ 理事の任命 理事就任 笠井 仁志 理事就任 佐藤 久美子</li> <li>○ 第1回理事会（書面） 議案第1号 笠井仁志理事を常勤の常務理事とする件について 議案第2号 佐藤久美子理事を常勤とする件について 議案第3号 笠井常務理事、佐藤常勤理事の報酬について</li> </ul>
4月 15日	○ 第1回コンプライアンス委員会
4月 24日	○ 令和5年度決算速報主務省等提出
4月 24日	○ 第1回ハラスマント統括部署会議
4月 25日	○ 令和6年度経営計画書主務省等提出
4月 25日	○ 第1回コンプライアンス担当者会議
5月 9日	○ 令和5年度決算監査会、第1回監事会
5月 23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第2回理事会 議案第1号 令和5年度事業報告及び決算承認について</li> </ul>
5月 26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和5年度事業報告書主務省等提出</li> <li>○ 資産総額変更登記 （資産の総額 26,260,311,801円）</li> </ul>
6月 25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関連会社（保証協会債権回収株式会社、保証協会コンピュータサービス株式会社）の状況報告主務省等提出</li> </ul>
7月 1日	○ 外部評価委員会
8月 9日	○ 第2回監事会
8月 19日	○ 理事退任 新谷 明弘
8月 20日	○ 理事就任 芦田 晃輔
8月 22日	○ 第2回ハラスマント統括部署会議
9月 9日	○ 第2回コンプライアンス委員会
9月 10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 業務方法書の一部変更認可（指令産政－1164） 保証の金額の最高限度に関する事項</li> </ul>
10月 12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第3回理事会（書面） 議案第1号 田中一博監事を常勤とする件について 議案第2号 田中常勤監事の報酬を定める件について</li> </ul>
11月 8日	○ 第3回監事會
11月 29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第4回理事会（書面） 議案第1号 給与規程における給料表の改正の件について</li> </ul>
12月 31日	○ 理事（会長）退任 堀井 啓一

年 月 日	記 事
令和7年 2月 7日	○ 第4回監事会
2月 20日	○ 第3回ハラスマント統括部署会議
3月 4日	○ 第2回コンプライアンス担当者会議
3月 6日	○ 業務方法書の一部変更認可（指令産政－1967） 保証の金額の最高限度に関する事項
3月 11日	○ 第3回コンプライアンス委員会
3月 24日	○ 第5回理事会 議案第1号 令和7年度経営計画（案）について 議案第2号 令和7年度收支予算（案）について 議案第3号 常勤役員の報酬について 議案第4号 就業規則の改正について 議案第5号 給与規程の改正について
3月 31日	○ 理事退任 石川 定人 伊藤 新

### (3) 役 職 員

イ 役職員数

理 事	監 事	職 員	計
14 (11)	3 (2)	61	78 (13)

(注) ( ) 内は非常勤の理事、監事数を表す。

ロ 役 員

役 職 名	氏 名	現 職 理 事 就 任 月 日	備 考
副会長理事	辻 良 之	理事 令和 4年 12月 9日 副会長 令和 5年 1月 20日	非常勤 県商工会議所連合会会长
常務理事	笠 井 仁 志	令和 6年 4月 1日	常 勤
理 事	船 木 富三 弥	令和 3年 4月 1日	常 勤
理 事	佐 藤 久 美 子	令和 6年 4月 1日	常 勤
理 事	芦 田 晃 輔	令和 6年 8月 20日	非常勤 秋田銀行頭取
理 事	石 川 定 人	令和 5年 4月 1日	非常勤 県産業労働部長
理 事	板 垣 良 一	令和 5年 4月 1日	非常勤 商工組合中央金庫秋田支店長
理 事	伊 藤 新	平成 31年 4月 1日	非常勤 北都銀行頭取
理 事	大 森 三 四 郎	令和 3年 5月 27日	非常勤 県商工会連合会会长
理 事	北 林 貞 男	平成 21年 6月 23日	非常勤 県信用組合会長
理 事	菅 原 浩	令和 4年 5月 20日	非常勤 県信用金庫協会会长
理 事	藤 澤 正 義	平成 26年 6月 11日	非常勤 県中小企業団体中央会会长
理 事	穂 積 志	平成 21年 5月 15日	非常勤 県市長会会长
理 事	松 田 知 己	令和 4年 6月 1日	非常勤 県町村会会长
監 事	田 中 一 博	令和 3年 4月 1日	常 勤
監 事	長 谷 部 弘 輝	平成 18年 10月 1日	非常勤 税理士
監 事	赤 坂 薫	平成 26年 10月 1日	非常勤 弁護士

(4) 事務所

名 称	開設年月日	所 在 地	備 考
秋田県信用保証協会	昭和26年 8月 1日	秋田市旭北錦町1番47号 (秋田県商工会館内)	土地 844.69 m <sup>2</sup> 建物 1,594 m <sup>2</sup>
大館支所	令和7年 3月 3日	大館市字三の丸90番地	土地 896.39 m <sup>2</sup> 建物 552.57 m <sup>2</sup>
能代支所	昭和38年 2月 1日	能代市上町6番28号	土地 223.14 m <sup>2</sup> 建物 191.47 m <sup>2</sup>
本荘支所	昭和40年 7月 1日	由利本荘市肴町66番地4	土地 347.39 m <sup>2</sup> 建物 177.39 m <sup>2</sup>
大曲支所	昭和30年 8月 1日	大仙市大曲浜町2番2号	土地 674.04 m <sup>2</sup> 建物 274.62 m <sup>2</sup>
横手・湯沢支所	令和6年 3月 4日	横手市四日町2番8号	土地 566.01 m <sup>2</sup> 建物 315.64 m <sup>2</sup>

## (5) 基本財産

### イ 基本財産

(単位 : 千円)

期別 区分	前期末	当期中増加額	当期中減少額	当期末
基 金	10,847,937	0	0	10,847,937
基 金 準 備 金	8,894,147	299,719 ( 0 )	0	9,193,866
計	19,742,084	299,719	0	20,041,803

(注) 基金準備金の当期中増加欄の( )には、収支差額変動準備金からの振替額を内数で記載。

### ロ 出えん金（累計）

(単位 : 千円)

期別 出えん者別	前期末	当期中増加額	当期末
地方公共団体			
都道府県	8,748,982	0	8,748,982
市町村	1,212,792	0	1,212,792
計	9,961,774	0	9,961,774
金融機関			
都市銀行	1,408	0	1,408
地方銀行	21,177	0	21,177
第二地方銀行協会加盟行	660	0	660
信託銀行	0	0	0
長期信用銀行	0	0	0
信用金庫	2,709	0	2,709
信用協同組合	646	0	646
農業協同組合	0	0	0
商工組合中央金庫	1,487	0	1,487
農林中央金庫	0	0	0
生命保険会社	0	0	0
損害保険会社	0	0	0
その他金融機関	0	0	0
計	28,086	0	28,086
その他の			
業者・業者団体	7,414	0	7,414
合計	9,997,274	0	9,997,274

※上記出えん金（累計）には、過去に金融安定化特別基金（中小企業金融安定化特別保証制度の実施に伴い創設された基金。平成21年度末をもって廃止。）を造成するために出えんされた額1,880,000千円を含む。

## 八 金融機關等負擔金（累計）

(単位：千円)

期 別 負担者別	前 期 末	当 期 中 増 加 額	当 期 末
金 融 機 関			
都 市 銀 行	31,255	0	31,255
地 方 銀 行	2,117,473	0	2,117,473
第二地方銀行協会加盟行	61,336	0	61,336
信 託 銀 行	0	0	0
長 期 信 用 銀 行	0	0	0
信 用 金 庫	303,086	0	303,086
信 用 協 同 組 合	104,548	0	104,548
農 業 協 同 組 合	680	0	680
商工組合中央金庫	78,756	0	78,756
農 林 中 央 金 庫	50	0	50
生 命 保 険 会 社	5,755	0	5,755
損 害 保 険 会 社	19,458	0	19,458
そ の 他 金 融 機 関	0	0	0
計	2,722,397	0	2,722,397
そ の 他			
業 者 ・ 業 者 団 体	8,266	0	8,266
合 计	2,730,663	0	2,730,663

※業者・業者団体のなかには(財)日本共同証券財団からの助成金の拠出(5,696千円)が含まれている。

## (6) 業務内容

### イ 保証の種類

種類(制度名)	対象	資金使途	
普通保証	県内で事業を営む中小企業者	運転・設備	
災害 激甚災害復旧融資保証制度	激甚災害の指定を受けた地域の罹災中小企業者	運転・設備	
	秋田県中小企業振興資金融資保証制度 中小企業災害復旧資金	災害によって直接的又は間接的な被害を受けた中小企業者	運転・設備
経営 安定期連関連 公害防止 危機関連 海外投資 事業転換 体質強化	経営安定関連融資保証制度	保険法に基づく経営安定関連の要件を具備する中小企業者	運転・設備
	秋田県経営安定資金金融資保証制度 ①通常枠受注減型	売上の減少等、業況悪化につき商工会等の認定を受けた中小企業	運転・設備
	〃 ②通常枠連倒型	倒産企業に対して売掛債権等を50万円以上有するもの	運転・設備
	〃 ③借換枠(一般)	中小企業振興資金災害復旧資金、セーフティネット資金緊急経済対策枠等の残高があり、適切な事業計画を有している中小企業者	運転・設備
	〃 ④原油・原材料等価格高騰対策枠	原油・原材料等の価格高騰の影響を受けているにもかかわらず、価格転嫁できていない中小企業者	運転・設備
	秋田県セーフティネット保証制度 ①通常枠受注減型	売上の減少等、業況悪化につき商工会等の認定を受けた中小企業	運転・設備
	〃 ②通常枠連倒型	倒産企業に対して売掛債権等を50万円以上有するもの	運転・設備
	〃 ③経営安定資金金融破綻型	破綻金融機関等と取引のあるもの	運転・設備
	〃 ④借換枠(一般)	中小企業振興資金災害復旧資金またはセーフティネット資金緊急経済対策枠等の残高があり、適切な事業計画を有している中小企業者	運転・設備
	伴走支援型特別保証制度	新型コロナウイルス感染症等の影響を受け、経営行動に係る計画を策定した中小企業者	運転・設備
連	秋田県伴走支援型特別保証制度	新型コロナウイルス感染症等の影響を受け、経営行動に係る計画を策定した中小企業者	運転・設備
	秋田県ウィズ・アフターコロナ融資保証制度	新型コロナウイルス感染症等の影響を受け、経営行動に係る計画を策定した中小企業者	運転・設備
	秋田市中小企業振興資金保証制度 緊急経営支援資金	倒産事業者との取引が全取引額の20%以上ある等で経営に支障が生じている中小企業	運転・設備
公害防止	公害防止融資保証制度	公害防止保険の要件を具備する中小企業者	運転・設備
危機 関連	危機関連保証	危機関連保険の要件を具備する中小企業者	運転・設備
	秋田県危機関連融資保証制度	県内で事業を営むもので、危機関連保険の要件を具備する中小企業者	運転・設備
	秋田市危機関連融資保証制度	市税を完納している者で1年以上秋田市内に住所及び事業所を有し、危機関連保険の要件を具備する中小企業者	運転・設備
海外 投資	海外投資関係資金金融資保証制度	海外投資関係保険の要件を具備する中小企業者	運転・設備
事業 転換	秋田県新事業展開資金金融資保証制度 ①事業革新資金	中小企業等経営強化法の要件を具備する等で商工会等から認定を受けた中小企業等	運転・設備
	〃 ②事業革新資金賃金水準向上枠	事業転換・多角化、新市場進出、海外進出により事業展開を図ろうとする者で商工会等から認定を受け、かつ賃金水準向上計画を策定している中小企業	運転・設備
	秋田県セーフティネット新事業支援保証制度 事業革新資金	中小企業等経営強化法の要件を具備する等で商工会等から認定を受けた中小企業者等	運転・設備
	〃 ②事業革新資金賃金水準向上枠	事業転換・多角化、新市場進出、海外進出により事業展開を図ろうとする者で商工会等から認定を受け、かつ賃金水準向上計画を策定している中小企業	運転・設備
	秋田県経営安定資金金融資保証制度 特別改善枠	商工会議所、商工会連合会等から推薦を受けたもの 中小企業活性化協議会から推薦を受けたもの	運転・設備
体質 強化	秋田県セーフティネット保証制度 特別改善枠	商工会議所、商工会連合会等から推薦を受けたもの 中小企業活性化協議会から推薦を受けたもの	運転・設備

保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率(年率%)	担保又は 保証人の徴求	備 考			
				借入金	損失補償	補給金 保証料	保険料 その他
280,000 組合 480,000	(概ね) 運転 10年 設備 15年	1.90～0.45 (1)(2)	あり 保証人：原則法人代表者のみ	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			
280,000 組合 480,000	10年	0.88	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			
30,000	10年	1.90～0.45 (1)(2)	あり 保証人：原則法人代表者のみ	担 保：原則不要 保証人：原則法人代表者のみ		県	
280,000 組合 480,000	10年	0.88 又は0.76 (1)	あり 保証人：原則法人代表者のみ	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			
80,000 (②と合算)	10年	1.90～0.45 (1)(2)	あり 保証人：原則法人代表者のみ	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ		県 (最大0.30%)	
80,000 (①と合算)	10年	1.90～0.45 (1)(2)	あり 保証人：原則法人代表者のみ	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ		県 (最大0.30%)	
280,000	10年	1.90～0.45 (1)(2)	あり 保証人：原則法人代表者のみ	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ		県 (最大0.30%)	
40,000	10年	1.90～0.45 (1)(2)	あり 保証人：原則法人代表者のみ	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ		県 (最大0.65%)	
80,000 (②と合算)	10年	0.88 (1)	あり 保証人：原則法人代表者のみ	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			
80,000 (①と合算)	10年	0.88 (1)	あり 保証人：原則法人代表者のみ	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ		県 (0.50%超の部分)	
50,000	10年	0.88 (1)	あり 保証人：原則法人代表者のみ	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			
280,000	10年	0.88 (1)	あり 保証人：原則法人代表者のみ	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			
100,000	10年 一括返済の場合 1年	2.40～0.45 なし	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			連合会	令和6年6月30日を もって取扱終了
100,000	10年 一括返済の場合 1年	2.40～0.45 なし	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			連合会	令和6年6月30日を もって取扱終了
100,000	10年 一括返済の場合 1年	1.90～0.45 (1)(2)	あり 保証人：原則法人代表者のみ	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ		県 (最大1.25%)	
30,000	10年	1.90～0.45 (1)(2)	あり 保証人：原則法人代表者のみ	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ		市	
50,000 組合 100,000	7年	1.23 又は1.07 (1)(2)	あり 保証人：原則法人代表者のみ	担 保：原則必要 保証人：原則法人代表者のみ			
280,000 組合 480,000	10年	0.80 (1)	あり 保証人：原則法人代表者のみ	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			
80,000	10年	0.70 (1)	あり 保証人：原則法人代表者のみ	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ		県	
30,000	10年	0.80 (1)	あり 保証人：原則法人代表者のみ	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ		市	
200,000 組合 400,000	10年	1.23 又は1.07 (1)(2)	あり 保証人：原則法人代表者のみ	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ		県	
200,000	10年	1.90～0.45 (1)(2)	あり 保証人：原則法人代表者のみ	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ		県 (0.60%超の部分)	
200,000	10年	1.90～0.45 (1)(2)	あり 保証人：原則法人代表者のみ	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ		県	
200,000	10年	0.88 (1)	あり 保証人：原則法人代表者のみ	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ		県 (0.70%超の部分)	
200,000	10年	0.88 (1)	あり 保証人：原則法人代表者のみ	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ		県	
50,000 80,000	12年	1.90～0.45 (1)(2)	あり 保証人：原則法人代表者のみ	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ		県 (最大0.30%)	
50,000 80,000	12年	0.88 (1)	あり 保証人：原則法人代表者のみ	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			

種類(制度名)	対象	資金用途
新事業開拓資金融資保証制度 新事業開拓保証	新事業開拓保険の要件を具備する中小企業者	運転・設備
	科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法の要件を具備する中小企業者	運転・設備
	中小企業等経営強化法の要件を具備する中小企業者	運転・設備
	中小企業等経営強化法の要件を具備する中小企業者	運転・設備
	経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法の要件を具備する中小企業者	運転・設備
	供給確保関連保証	運転・設備
エネルギー対策保証制度	エネルギー対策保険の要件を具備する中小企業者	設備
秋田県再生可能エネルギー関連融資保証制度 再生可能エネルギー設備資金	再生可能エネルギーに係る発電設備を設置し、主として発電事業を行う中小企業者	設備
" 再生可能エネルギー産業参入支援資金	再生可能エネルギーに係る発電設備を設置又は同設備に関する事業を行う中小企業者	運転・設備
企業連携	異なる二者以上の中小企業者等が連携して商品開発等を行うなど、一定の要件を具備する中小企業者	運転・設備
当座貸越	業歴3年以上、与信取引6ヶ月以上、CRDスコアリングが基準以上等の要件を具備する中小企業者	運転・設備
カードローン 事業者カードローン当座貸越根保証制度	業歴3年以上、与信取引6ヶ月以上、CRDスコアリングが基準以上等の要件を具備する中小企業者	運転・設備
	業歴1年以上、従業員20人以下(商業・サービス業5人以下)、最近2年間の決算で一定の要件を具備する小規模業者	運転・設備
労働力確保	労働力確保法の要件を具備する中小企業者	運転・設備
小売商業 中小売商業関連保証制度 中小売商業関連保証	中小売商業振興法の要件を具備する中小企業者	設備
	中小売商業者の近代化を支援する公益法人	設備
中堅企業	破綻金融機関等と取引のある中堅企業	運転・設備
創業 創業関連保証制度 ①創業関連保証 "②再挑戦支援保証 連携創業支援等関連保証制度 スタートアップ創出促進保証制度 創業者不動産取得支援保証制度 秋田県創業支援資金融資保証制度 ①創業支援資金 "②創業支援資金女性・若者支援枠 秋田市中小企業振興資金保証制度 新分野進出資金 秋田県スタートアップ創出促進資金「スリーS保証」制度 ①スタートアップ創出促進保証 "②スタートアップ創出促進保証女性・若者支援枠 秋田市無担保無保証人保証制度 大館市中小企業スタートアップ創出促進資金保証制度 三種町中小企業スタートアップ創出促進資金保証制度 市町村中小企業創業資金保証制度 ①創業関連保証 "②スタートアップ創出促進保証	産業競争力強化法に定める創業者	運転・設備
	産業競争力強化法に定める再挑戦者	運転・設備
	産業競争力強化法に定める認定連携創業支援事業を実施する一般社団法人等	運転・設備
	産業競争力強化法に定める創業者	運転・設備
	事業開始後1年未満の県内中小企業者	運転・設備
	県内で新たに事業をおこなうとするもの	運転・設備
	県内で新たに事業をおこなうとするもので、女性及び35歳未満のもの	運転・設備
	秋田市で新たに分社化しようとする中小企業者	運転・設備
	県内で新たに事業をおこなうとするもの	運転・設備
	県内で新たに事業をおこなうとするもので、女性及び35歳未満のもの	運転・設備
	秋田市に主たる事業所を有するもので、産業競争力強化法に定める創業者	運転・設備
	大館市で事業を行うもので、産業競争力強化法に定める創業者	運転・設備
	三種町で事業を行うもので、産業競争力強化法に定める創業者	運転・設備
	各市町村で事業を行うもので、産業競争力強化法に定める創業者	運転・設備
	各市町村で事業を行うもので、産業競争力強化法に定める創業者	運転・設備

保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率(年率%)	担保又は 保証人の徴求	備 考			
				借入金	損失補償	補給金	その他
		割引料率 の適用				保証料	保険料
200,000 組合 400,000	15年	1.23 又は1.07	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			
300,000 組合 600,000	運転 設備	5年 7年	1.44～1.07	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：必要に応じ		
300,000 組合 600,000	運転 設備	5年 7年	1.23 又は1.07	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：必要に応じ		
300,000 組合 600,000	運転 設備	5年 7年	1.23 又は1.07	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：必要に応じ		
300,000 組合 600,000		10年	1.23 又は1.07	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ		
200,000 組合 400,000		10年	1.23 又は1.07	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ		
200,000		15年	1.07	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ	県	
280,000		15年	1.90～0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ	県	県
50,000		10年	1.90～0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ	県	県 (0.60%超の部分)
280,000		2年	1.62～0.39	あり (1)(2)	担 保：5千万円超原則必要 保証人：原則法人代表者のみ		
20,000		2年	1.62～0.39	あり (1)(2)	担 保：原則不要 保証人：原則法人代表者のみ		
3,000		2年	1.62～0.39	あり (1)(2)	担 保：原則不要 保証人：原則法人代表者のみ		
280,000 組合 480,000		10年	0.99 又は0.76	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ		
280,000 組合 480,000		10年	0.99 又は0.76	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ		
280,000		10年	1.34 又は1.07	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ		
500,000	運転 設備	5年 7年	無担保 0.65 有担保 0.75	なし	担 保：1億超要 保証人：原則法人代表者のみ		
35,000 (②)と合算)		10年	0.88	あり (1)	担 保：不要 保証人：法人代表者のみ		
35,000 (①)と合算)		10年	0.88	あり (1)	担 保：不要 保証人：法人代表者のみ		
280,000		10年	1.15	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ		
35,000		10年	1.08	あり (1)	担 保：不要 保証人：不要		
100,000		20年	1.90～0.45	あり (1)(2)	担 保：必要 保証人：原則法人代表者のみ		
35,000		10年	0.88	あり (1)	担 保：不要 保証人：原則法人代表者のみ		県 (0.18%)
25,000		10年	0.88	あり (1)	担 保：不要 保証人：原則法人代表者のみ		県
30,000		10年	1.90～0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ		市
35,000		10年	1.08	あり (1)	担 保：不要 保証人：不要		県 (0.18%)
25,000		10年	1.08	あり (1)	担 保：不要 保証人：不要		県 (0.58%)
10,000		10年	1.08	あり (1)	担 保：不要 保証人：不要		市
10,000		10年	1.08	あり (1)	担 保：不要 保証人：不要		市
20,000		10年	1.08	あり (1)	担 保：不要 保証人：不要		町 (0.88%)
10,000～20,000		10年	0.88	あり (1)	担 保：不要 保証人：原則法人代表者のみ	市	秋田市ほか 16制度
10,000		10年	1.08	あり (1)	担 保：不要 保証人：不要	市 (0.88%～1.08%)	横手市ほか 7制度

種類（制度名）		対象	資金用途
創業	<あきぎん>女性創業者応援ローン「B i z こまち」保証	秋田銀行及び当協会の計画策定支援や創業後の経営指導を受けられる女性で、産業競争力強化法に定める創業者	運転・設備
	<北都>女性・若者・シニア創業者応援ローン 「ほくと創業サポートローン」保証	北都銀行及び当協会の計画策定支援や創業後の経営指導を受けられる女性、満30歳未満の若者、満50歳以上のシニア又は移住後5年以内の方で、産業競争力強化法に定める創業者	運転・設備
	あきしん創業ローン保証制度	秋田信用金庫と当協会の何れかまたは双方から計画策定支援や創業後の経営支援を受ける意思のある産業競争力強化法に定める創業者	運転・設備
	うごしん創業ローン保証制度 ①創業関連保証	羽後信用金庫と当協会の何れかまたは双方から計画策定支援や創業後の経営支援を受ける意思のある産業競争力強化法に定める創業者	運転・設備
	〃 ②スタートアップ創出促進保証	羽後信用金庫と当協会の何れかまたは双方から計画策定支援や創業後の経営支援を受ける意思のある産業競争力強化法に定める創業者	運転・設備
流動資産	流動資産担保融資保証制度	在庫、売掛債権等の流動資産を担保として活用する中小企業者	運転・設備
	秋田県中小企業振興資金保証制度 流動資産担保資金	在庫、売掛債権等の流動資産を担保として活用する中小企業者	運転・設備
事業再生	特定中小企業再生支援関連保証制度	産業競争力強化法に基づき、経済産業大臣から認定支援機関とされた商工会等	運転・設備
	事業再生保証制度	法的な再建手続を行う中小企業者であって、事業の再建に合理的な見通しが認められるもの	運転・設備
	事業再生円滑化関連保証	特定認証紛争解決事業者、中小企業活性化協議会等の関与する私的整理手続き中の中小企業者	運転・設備
	事業再生計画実施関連保証	認定支援機関の支援のもと事業再生を行う中小企業者	運転・設備
	事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）	新型コロナウイルス感染症の影響等により業況が悪化する中、認定支援機関の支援のもと事業再生を行う中小企業者	運転・設備
再生	事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）	資材高騰、物価高や人手不足の影響等により業況が悪化する中、認定支援機関の支援のもと事業再生を行う中小企業者	運転・設備
	秋田県事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）	新型コロナウイルス感染症の影響等により業況が悪化する中、認定支援機関の支援のもと事業再生を行う中小企業者	運転・設備
	秋田県再建企業特別融資保証 事業再生資金	法的な再建手続を行う中小企業者であって、事業の再建に合理的な見通しが認められるもの	運転
	〃 再起支援資金	産業競争力強化法に定める再挑戦者	運転・設備
一括支払	一括支払契約保証制度	一括決済方式による資金調達を行う中小企業者	運転
予約	予約保証制度	業歴等国の定める一定の要件に合致する中小企業者	運転・設備
経営力強化	経営力強化保証制度	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者	運転・設備
小口	無担保無保証人小口資金保証制度	特別小口保険の要件を具備する小規模企業者	運転・設備
	小口零細企業保証制度	従業員20人以下(商業・サービス業5人以下)で、保証付融資残高の合計が20,000千円以内となる小規模企業者	運転・設備
	秋田県中小企業振興資金保証制度 小規模事業振興資金	従業員20人以下(商業・サービス業5人以下)の小規模企業者	運転・設備
	秋田県小口零細企業保証制度	従業員20人以下(商業・サービス業5人以下)で、保証付融資残高の合計が20,000千円以内となる小規模企業者	運転・設備
	市町村中小企業振興資金保証制度	当該市町村で1年以上の営業実績があり市町村民税を完納している中小企業者	運転・設備
設備	市町村小口零細企業保証制度	従業員20人以下(商業・サービス業5人以下)で、保証付融資残高の合計が20,000千円以内となる小規模企業者	運転・設備
	秋田市中小企業振興資金保証制度 設備近代化資金	店舗近代化を行う中小企業者	設備
	〃 商店街空き店舗等利用資金	空店舗の活用を行う中小企業者	設備
	〃 商業施設整備資金	共同施設設置事業等を行う組合等	設備
	大館市中小企業機械類設備資金保証制度	大館市で1年以上事業を営み、市税を完納している中小企業者	設備
備	由利本荘市中小企業振興資金特例保証制度	由利本荘市で1年以上事業を営み、市税を完納している中小企業者	設備

保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率(年率%)	担保又は 保証人の徵求	備 考			
				借入金	損失補償	補給金	その他
		割引料率 の適用		保証料	保険料		
10,000	10年	0.58	あり (1) 保証人：法人代表者のみ	担 保：不要 保証人：法人代表者のみ			
10,000	10年	0.58	あり (1) 保証人：法人代表者のみ	担 保：不要 保証人：法人代表者のみ			
10,000	10年	0.58	あり (1) 保証人：法人代表者のみ	担 保：不要 保証人：法人代表者のみ			
10,000 (②と合算)	10年	0.58	あり (1) 保証人：法人代表者のみ	担 保：不要 保証人：法人代表者のみ			
10,000 (①と合算)	10年	0.78	あり (1) 保証人：不要	担 保：不要 保証人：不要			
200,000 (80%の割合保証)	1年	0.68	あり (1) 保証人：不要	担 保：流動資産 保証人：不要			
100,000 (80%の割合保証)	1年	0.68	あり (1) 保証人：不要	担 保：流動資産 保証人：不要			
280,000 運転 設備	10年 15年	1.07	あり (1)(2) 保証人：原則法人代表者のみ	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			
200,000	10年	2.20	あり (1) 保証人：原則法人代表者のみ	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			
280,000 組合 480,000 (80%の割合保証)	3年	1.76	あり (1) 保証人：原則法人代表者のみ	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			
280,000 組合 480,000	15年	0.80 又は1.0	あり (1) 保証人：原則法人代表者のみ	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			
280,000 組合 480,000	15年 一括返済の場合	0.80～1.20 1年	なし 保証人：原則法人代表者のみ	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ		連合会	
280,000 組合 480,000	15年 一括返済の場合	0.80～1.20 1年	なし 保証人：原則法人代表者のみ	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ		連合会	
280,000 組合 480,000	15年 一括返済の場合	0.80～1.20 1年	なし 保証人：原則法人代表者のみ	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ	一部県	連合会	
200,000	10年	2.20	あり (2) 保証人：原則法人代表者のみ	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ	県 (1.20%超の部分)		
35,000	10年	0.88	あり (1) 保証人：原則法人代表者のみ	担 保：原則不要 保証人：原則法人代表者のみ	県 (0.18%)		
1,000,000 (70%の割合保証)	1年	2.20～0.50	あり (2) 保証人：不要	担 保：必要に応じ 保証人：不要			
一般 20,000 小口 5,000	一般 小口	5年 10年	1.90～0.60 2.20～0.70 (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			
280,000 組合 480,000 既往借入金の借換	5年 7年 10年	1.75～0.45	あり (1)(2) 保証人：原則法人代表者のみ	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			
20,000		7年	0.88	あり (1) 保証人：不要			
20,000		10年	2.20～0.50	あり (1)(2) 保証人：原則法人代表者のみ			
20,000	運転 設備	7年 10年	1.90～0.45 (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ		県 (0.45又は0.50%超の部分)	
20,000	運転 設備	7年 10年	2.20～0.50 (1)(2)	担 保：原則不要 保証人：原則法人代表者のみ		県 (0.50%超の部分)	
5,000～30,000		7年～15年	1.90～0.45 (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ		市町村	秋田市ほか 24制度
5,000～20,000		7年～10年	2.20～0.50 (1)(2)	担 保：原則不要 保証人：原則法人代表者のみ		市町村	秋田市ほか 21制度
50,000 組合 100,000		10年	1.90～0.45 (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ		市	
50,000		10年	1.90～0.45 (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ		市	
組合 500,000		15年	1.90～0.45 (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ		市	
5,000		5年	1.90～0.45 (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ		市	
10,000		10年	1.90～0.45 (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ		市	

種類(制度名)	対象	資金用途	
長期	長期経営資金保証制度	業歴3年以上、与信取引1年以上、最近2年間の決算で利益計上、債務超過でない等の用件後具備する中小企業者	運転・設備
	長期安定資金保証制度	県内で1年以上事業を営む中小企業者	運転・設備
	秋田県中小企業振興資金融資保証制度 ①一般資金固定金利型	県内で1年以上事業を営む中小企業者	運転・設備
	〃 ②一般資金変動金利型	県内で1年以上事業を営む中小企業者	運転・設備
	〃 ③一般資金SDGs推進枠固定金利型	県内で1年以上事業を営んでおり、健康経営優良法人(経済産業省認定)、ユースエール、えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、(いざれも厚生労働省認定)、秋田県SDGsパートナー制度、秋田県版健康経営優良法人、秋田県えるぼしチャレンジ企業認定法人、秋田県女性の活躍推進企業表彰、秋田県子ども・子育て支援知事表彰、秋田県介護サービス事業所認証評価制度(いざれも秋田県認定)のいざれかを取得している中小企業者	運転・設備
	〃 ④一般資金SDGs推進枠変動金利型	県内で1年以上事業を営んでおり、健康経営優良法人(経済産業省認定)、ユースエール、えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、(いざれも厚生労働省認定)、秋田県SDGsパートナー制度、秋田県版健康経営優良法人、秋田県えるぼしチャレンジ企業認定法人、秋田県女性の活躍推進企業表彰、秋田県子ども・子育て支援知事表彰、秋田県介護サービス事業所認証評価制度(いざれも秋田県認定)のいざれかを取得している中小企業者	運転・設備
	経営相談付長期設備資金保証	県内で1年以上事業を営む中小企業者であって、専門家による経営相談を受けられる者	運転・設備
季節	季節資金保証制度	県内で1年以上事業を営む中小企業者	運転
その他	中小企業経営革新支援保証制度	中小企業等経営強化法の要件を具备する特定事業者	運転・設備
	経営力向上関連保証制度	中小企業等経営強化法の要件を具备する特定事業者	運転・設備
	中心市街地活性化関連保証制度 中心市街地商業等活性化関連保証	中心市街地整備改善活性化法の要件を具备する中小企業者	運転・設備
	〃 中心市街地商業等活性化支援関連保証	中心市街地整備改善活性化法の要件を具备する特定会社、公益法人	運転・設備
	秋田市中心市街地出店促進資金保証 設備近代化資金	秋田市中心市街地活性化基本計画の区域内に出店、又は同区域内の店舗を新築若しくは改築する県内中小企業者	設備
	〃 空き店舗利用資金	秋田市中心市街地活性化基本計画の区域内の空き店舗を利用して出店する県内中小企業者	設備
	景気対応緊急保証等を経営安定関連保証により借換するもの		運転・設備
	景気対応緊急保証等を一般保証により借換するもの		運転・設備
	経営安定関連保証、中小企業金融安定化特別保証を経営安定関連保証により借換するもの		運転・設備
	経営安定関連保証、中小企業金融安定化特別保証を一般保証により借換するもの		運転・設備
の	返済条件の緩和を行っている保証付き借入金の全部または一部について借換えするもの		運転・設備
	周辺地域整備関連保証制度	発電用施設周辺整備法の要件を具备する中小企業者	運転・設備
	情報処理支援関連保証制度	中小企業等経営強化法の規定に基づき経済産業大臣の認定を受けた一般社団法人又は一般財團法人であって、中小企業信用保険法上の中小企業者と認められるもの	運転・設備
	流通業務総合効率化関連特例保証制度	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の要件を具备する中小企業者	運転・設備
	特定信用状関連保証制度	産業競争力強化法に定める特定信用状を発行する中小企業者	運転
	技術等情報漏えい防止措置関連保証制度	産業競争力強化法の規定に基づき技術等情報漏えい防止措置認証業務を行うものとして、主務大臣の認定を受けた一般社団法人又は一般財團法人であって、中小企業信用保険法上の中小企業者と認められるもの	運転・設備
	商店街活性化促進事業関連保証制度	商店街活性化促進事業の実施に関する計画に記載された事業のうち、特に事業資金の融通の円滑化が必要な事業を行い、又は行おうとするものとして市町村の長の認定を受けた中小企業者	運転・設備
	先端設備等導入関連保証制度	生産性向上特別措置法の規定に基づき経済産業大臣の認定を受けた先端設備等導入計画に従って先端設備等導入を行うための措置を行う中小企業者	運転・設備

保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率(年率%)	担保又は 保証人の徴求	備考				
				割引料率 の適用	借入金	損失補償	補給金 保証料 保険料	その他
200,000	運転設備	5~15年 5~20年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			
135,000 組合 255,000		3年以上	1.90~0.45	あり (1)(2)	担保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			
100,000 (②、③、④と合算)	運転設備	7年 10年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ		県 (最大0.30%)	
100,000 (①、③、④と合算)	運転設備	10年 15年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ		県 (最大0.30%)	
100,000 (①、②、④と合算)	運転設備	7年 10年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ		県 (最大0.30%)	
100,000 (①、②、③と合算)	運転設備	10年 15年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ		県 (最大0.30%)	
20,000~280,000		20年	1.80~0.35 又は0.78	あり (1)(2)	担保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			
30,000		1年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			
880,000 組合 1,680,000	運転設備	5年 7年	0.88 又は0.76	あり (1)	担保：必要に応じ 保証人：必要に応じ			
880,000 組合 1,680,000	運転設備	5年 7年	1.23~0.76	あり (1)	担保：必要に応じ 保証人：必要に応じ			
280,000 組合 480,000		15年	0.88 又は0.76	あり (1)	担保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			
560,000		15年	0.88 又は0.76	あり (1)	担保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			
50,000 組合 100,000		10年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ		市	
50,000		10年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ		市	
280,000 セーフティ6号認定の場合 組合 380,000 480,000		10年	2.20~0.50 又は 1.90~0.45	あり (1)	担保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ (既往借換のみの場合、既往分に比し中小企業者に不利にならないもの)			
一般保証の枠内 (概ね)	運転設備	10年 15年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			
280,000 セーフティ6号認定の場合 組合 380,000 480,000		10年	2.20~0.50 又は 1.90~0.45	あり (1)	担保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ (既往借換のみの場合、既往分に比し中小企業者に不利にならないもの)			
一般保証の枠内 (概ね)	運転設備	10年 15年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			
一般保証の枠内		15年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			
300,000 組合 600,000		10年	1.35 又は1.07	あり (1)(2)	担保：必要に応じ 保証人：必要に応じ			
280,000		10年	1.07	あり (2)	担保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			
280,000 組合 480,000		10年	1.35 又は0.76	あり (1)	担保：必要に応じ 保証人：必要に応じ			
200,000 (80%の割合保証)		1年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			
280,000		10年	1.07	あり (2)	担保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			
280,000 組合 480,000		10年	0.76	あり (1)	担保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			
280,000 組合 480,000		10年	0.76	あり (1)	担保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			

種類(制度名)	対象	資金用途	
その他	社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証制度	中小企業等経営強化法の規定に基づき主務大臣の認定を受けた社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従って社外高度人材活用新事業分野開拓事業を行うための措置を行う中小企業者	運転・設備
	事業継続力強化関連保証制度	中小企業等経営強化法の規定に基づき事業継続力強化計画を作成し、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者	運転・設備
	連携事業継続力強化関連保証制度	中小企業等経営強化法の規定に基づき事業継続力強化計画を作成し、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者	運転・設備
	特定連携事業継続力強化関連保証制度	中小企業等経営強化法の規定に基づき事業継続力強化計画を作成し、経済産業大臣の認定を受けた大企業	運転・設備
	情報処理システム運用・管理関連保証制度	情報処理の促進に関する法律第31条の規定に基づき経済産業大臣の認定を受けた中小企業者	運転・設備
	特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連保証制度	特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第7条第1項、第9条第1項又は第11条第1項の規定に基づき、主務大臣の認定を受けた中小企業者	運転・設備
	地域経済牽引事業関連保証制度	県知事の承認を受けた地域牽引事業計画に従って地域経済牽引事業を行うための措置を行う特定事業者	運転・設備
	地域経済牽引支援関連保証制度	経済産業大臣の承認を受けた連携支援計画に従って連携支援事業を行う一般社団法人、一般社団法人であって中小企業信用保険法上の中小企業者と認められるもの	運転・設備
	農商工等連携関連保証制度 農商工等連携事業関連保証	認定農商工等連携事業計画に従って農商工等連携事業を実施する中小企業者	運転・設備
	〃 農商工等連携支援事業関連保証	認定農商工等連携支援事業計画に従って農商工等連携支援事業を実施する公益法人	運転・設備
	秋田市中小企業振興資金保証制度 農商工連携促進資金	農林漁業者と連携し、新商品開発、商品化をしようとする中小企業者	運転・設備
	秋田市中小企業振興資金保証制度 新商品等開発資金	新商品開発、商品化をしようとする中小企業者	運転・設備
	経営承継関連保証制度	中小企業経営承継円滑化法の規定による第12条第1項第1号イ又は同条同項第2号イ経済産業大臣の認定を受けた中小企業者	運転・設備
	特定経営承継関連保証制度	中小企業経営承継円滑化法第12条第1項第1号イの規定による経済産業大臣の認定を受けた中小企業者(認定中小企業者)の代表者	運転・設備
	経営承継準備関連保証制度	中小企業経営承継円滑化法第12条第1項第1号ロ又は同項第2号ロの規定による経済産業大臣の認定を受けた中小企業者	運転・設備
	特定経営承継準備関連保証制度	中小企業経営承継円滑化法第12条第1項第3号の規定による経済産業大臣の認定を受けた事業を営んでいない個人	運転・設備
その他	事業承継特別保証制度	次のいずれかの要件を満たし、かつ一定の財務要件を具备する中小企業者 ①保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する企業 ②令和2年1月以降に事業承継を実施した法人で、事業承継日から3年を経過していない企業	運転・設備
	経営承継借換関連保証制度	中小企業経営承継円滑化法第12条第1項第1号ニの規定による経済産業大臣の認定を受けた中小企業者	運転
	秋田県経営承継借換関連保証制度	中小企業経営承継円滑化法第12条第1項第1号ニの規定による経済産業大臣の認定を受けた中小企業者	運転
その他	秋田県事業承継資金融資保証制度	事業の全部又は一部の譲渡を受けて当該事業を行うものまたは中小企業経営円滑化法の認定を受けた中小企業者等	運転・設備

保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率(年率%)	担保又は 保証人の徵求	備考			
				借入金	損失補償	補給金 保証料	保険料 その他
280,000	10年	1.07 又は0.76	あり (1)	担保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			
組合 280,000 480,000	10年	1.07 又は0.76	あり (1)	担保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			
組合 280,000 480,000	10年	1.07 又は0.76	あり (1)	担保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			
280,000	10年	1.90～0.45	あり (1)(2)	担保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			
組合 280,000 480,000	10年	0.88 又は0.76	あり (1)	担保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			
組合 280,000 480,000	10年	0.88 又は0.76	あり (1)	担保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			
組合 280,000 400,000	15年	0.88 又は0.76	あり (1)	担保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			
280,000	15年	1.07	なし	担保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			
組合 880,000 1,280,000	運転 設備 5年 7年	1.23～0.68	あり (1)	担保：8,000万超は有担保 (流動資産担保保証の場合は流動資産) 保証人：法人代表者のみ (流動資産担保保証の場合は不要)			
280,000	運転 設備 5年 7年	1.07	あり (1)	担保：8,000万超は有担保 (流動資産担保保証の場合は流動資産) 保証人：法人代表者のみ (流動資産担保保証の場合は不要)			
30,000	10年	1.90～0.45	あり (1)(2)	担保：必要に応じ (流動資産担保保証の場合は流動資産) 保証人：原則法人代表者のみ (流動資産担保保証の場合は不要)		市	
30,000	10年	1.90～0.45	あり (1)(2)	担保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ		市	
280,000	運転 設備 10年 15年	1.90～0.45	あり (1)(2)	担保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			
280,000	運転 設備 10年 15年	1.90～0.45	あり (2)	担保：必要に応じ 保証人：原則認定中小企業者のみ			
280,000	運転 設備 10年 15年	1.90～0.45	あり (1)(2)	担保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ 又は他の中小企業者(会社のみ)			
280,000	運転 設備 10年 15年	1.15	あり (2)	担保：必要に応じ 保証人：原則他の中小企業者(会社のみ)			
280,000	一括返済の場合 10年 1年	1.90～0.45	あり (1)(2)	担保：必要に応じ 保証人：徵収しない			中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターの確認を受けた場合は保証料率1.15～0.20、割引料率の適用なし
280,000	一括返済の場合 10年 1年	1.90～0.45	あり (1)(2)	担保：必要に応じ 保証人：徵収しない			中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターの確認を受けた場合は保証料率1.15～0.20、割引料率の適用なし
200,000	一括返済の場合 10年 1年	1.90～0.45	あり (1)(2)	担保：必要に応じ 保証人：徵収しない	一部県	県	中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターの確認を受けた場合は保証料率1.15～0.20、割引料率の適用なし
200,000	10年	1.90～0.45	あり (1)(2)	担保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ	県	県	

種類(制度名)	対象	資金用途
その他	秋田県事業承継資金融資特別保証『バトンタッチ』制度 ①保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する企業 ②令和2年1月以降に事業承継を実施した法人で、事業承継日から3年を経過していない企業	運転・設備
	商工貯蓄共済融資特別保証制度 商工貯蓄共済の加入者	運転・設備
	財務要件型無保証人保証制度 一定の財務要件を満たす中小企業者	運転・設備
	事業承継サポート保証制度 事業承継計画に基づき、承継対象となる事業会社の株式を取得することを目的として設立された、一定の要件を満たす新たな持株会社	運転・設備
	自主廃業支援保証制度 現在事業は行っているものの、事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず、自主的な廃業を選択する中小企業者	運転・設備
	商店街活性化事業関連保証 商店街活性化事業計画に従って商店街活性化事業を行う商店街振興組合等又はその組合員若しくは所属員たる中小企業者	運転・設備
	商店街活性化支援事業計画に従って商店街活性化支援事業を行う一般社団法人等中小企業者とみなされるもの	運転・設備
	秋田県中小企業アグリサポート資金融資保証制度 農林漁業分野に進出しているか、その計画を有する中小企業者	運転・設備
	東日本大震災復興緊急保証制度 平成23年東北地方太平洋沖地震により損害を受けたことなどについて、市町村等の証明を受けた中小企業者	運転・設備
	中小企業特定社債保証制度 純資産額等の一定の要件を具备する中小企業者	運転・設備
	秋田県賃金水準向上資金融資制度 純資産額等の一定の要件を具备する中小企業者で賃金水準向上計画を策定している企業	運転・設備
	追認保証 県内で1年以上事業を営む中小企業者	運転
	継続型短期融資保証 通常型 ①申込金融機関からのプロパー借入があるもの ②直近決算において経常利益を計上している法人または直近確定申告における申告所得金額が200万円以上の個人事業主	運転・設備
	継続型短期融資保証 S D G s型 ①申込金融機関からのプロパー借入があるもの ②直近決算において経常利益を計上している法人または直近確定申告における申告所得金額が200万円以上の個人事業主 ③持続可能な開発目標(SDGs)に賛同し、目標達成のために独自の取組を継続的に行なうまたは行おうとする者	運転・設備
	税理士推薦特別保証制度 東北税理士会秋田県支部連合会に所属する税理士及び税理士法人と顧問契約を締結し、月次管理を行なう上で作成された確定申告を2期以上有する県内の中小企業者	運転・設備
	下請振興関連保証制度 主務大臣の承認を受けた振興事業計画に従って振興事業を実施する中小企業者	運転・設備
	下請中小企業取引機会創出事業関連保証制度 下請中小企業振興法に基づき経済産業大臣の認定を受けた中小企業者で、下請け中小企業取引機会創出事業を実施する者	運転・設備
その他	小規模事業者支援関連保証制度 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律に規定する認定発達支援計画等に係る事業を実施する一般社団法人等	運転・設備
	農林水産物・食品輸出促進支援関連保証制度 農林水産物及び食品の輸出に関する法律第43条第1項の規定による主務大臣の認定を受けた一般社団法人又は一般財團法人	運転・設備
	供給確保関連保証制度 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第9条による主務大臣の認定を受けた中小企業者	運転・設備
	事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度 一定の要件を備え、信用保証料の引上げを条件に経営者保証の提供を行わないことを選択する法人である中小企業者	運転・設備
	協調支援型特別保証制度 ①本制度融資の実行と原則同時に本制度融資額の1割以上のプロパー融資を受けること ②金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと	運転・設備
	プロパー融資借換特別保証制度 申込金融機関から経営者保証を提供したプロパー融資を受けており、かつ一定の要件を満たす法人である中小企業者	運転
他	根保証 県内で事業を営む中小企業者で原則として1年以上引き続き同一事業を経営しているもの	運転

※ 保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。なお、経営安定関連特例を利用する際の保証料率は0.88%、但し、小口零細企業保証※「割引料率の適用」欄については、割引の有無を記載。また、割引内容については「(6) 業務内容 ロ 保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目

保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率(年率%)	割引料率 の適用	担保又は 保証人の徵求	備考			
					借入金	損失補償	補給金 保証料	保険料
200,000	10年 一括返済の場合 1年	1.90～0.45	あり (1)(2)	担保：必要に応じ 保証人：徵収しない		一部県	県	中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターの確認を受けた場合は保証料率1.15～0.20、割引料率の適用なし
20,000	運転 設備 5年 7年	1.90～0.45	あり (1)(2)	担保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ				
組合 280,000 480,000	一括返済の場合 2年 分割返済の場合 7年	1.90～0.45	あり (1)(2)	担保：必要に応じ 保証人：不要とする				
280,000	15年	1.15	あり (1)(2)	担保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ				
30,000	1年	1.90～0.45	あり (1)(2)	担保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ				
組合 280,000 480,000	10年	0.76	あり (1)	担保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ				
280,000	10年	1.07	あり (1)(2)	担保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ				
(80%の割合保証) 25,000	10年	0.88	あり (1)	担保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ		県	県 (0.28%)	
組合 280,000 480,000	10年	0.70	あり (1)	担保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ				
(80%の割合保証) 450,000	7年	1.90～0.45	あり (1)(2)	担保：2億円超必要 保証人：不要				
(80%の割合保証) 450,000	7年	1.90～0.45	あり (1)(2)	担保：2億円超必要 保証人：不要		県		
12,500	7年	1.90～0.45	あり (1)(2)	担保：原則不要 保証人：原則法人代表者のみ				
1,000～50,000	1年	1.80～0.30	あり (1)(2)	担保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ				
1,000～50,000	1年	1.75～0.30	あり (1)(2)	担保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ				
20,000	10年	1.90～0.45	あり (1)(2)	担保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ				
組合 480,000 680,000	運転 設備 5年 7年	0.76 又は0.88 (1)	あり	担保：8,000万超は有担保 (流動資産担保保証の場合は流動資産) 保証人：法人代表者のみ (流動資産担保保証の場合は不要)				流動資産担保融資 保証を利用する場合は保証料率0.56
組合 580,000 1,080,000	10年	1.07 又は0.76 (1)	あり (1)	担保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ				特別小口保険を利用する場合は保証料率0.88
280,000	10年	1.15	あり (2)	担保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ				
280,000	10年	1.07	あり (2)	担保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ				
組合 880,000 1,680,000	10年	1.07 又は0.76 (1)(2)	あり (1)(2)	担保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ				特別小口保険を利用する場合は保証料率0.88
80,000	10年 一括返済の場合 1年	2.35～0.70	あり (1)(2)	担保：不要 保証人：不要		連合会		経営安定関連保証4号又は5号を利用する場合は保証限度額160,000千円
組合 280,000 480,000	10年 一括返済の場合 1年	1.90～0.45	なし	担保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ		連合会		
280,000	10年 一括返済の場合 1年	1.90～0.45	あり (1)(2)	担保：必要に応じ 保証人：不要				
組合 80,000 150,000	3年	1.90～0.39	あり (1)(2)	担保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ				

制度(自治体制度含)を除く5号、7号、8号認定案件については0.76%。

番号を記載。

□ 保証料率等

(単位 : 年率%)

料 率 区 分	基 本	特 別		平 均	備 考
		最 高	最 低		
保 証 料	責任共有保証料率:1. 90%～0. 45% (責任共有特殊保証料率:1. 62%～0. 39%) 責任共有外保証料率:2. 20%～0. 50% (責任共有外特殊保証料率:1. 87%～0. 43%) 但し、以下の定性要因により、割り引いた料率を適用。 (1)会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類の提出を当該中小企業者から受けた場合、0. 1%を割り引いた料率を適用。 (2)担保の提供がある場合は、0. 1%を割り引いた料率を適用。	2.65	0.19	0.92	
調 査 料					
延 滞 保 証 料		3.65	3.65	3.65	
損 害 金		14.0			平成18年9月1日から適用

(7) 信用保証業務の状況

イ 概 况

(単位：百万円)

区分	件数	金額
保証申込	4,423	49,258
保証申込取消	15	336
保証承諾	4,408	49,128
保証後取消	31	330
償還	5,000	72,819
保証債務	28,936 (△1,065)	272,521 (△27,958)
所定期限経過債務	9 (3)	191 (133)
代位弁済	509	4,652
回収	8	79
求償權償却	422	3,624
求償權	358 (79)	1,778 (874)

(注) 保証債務、所定期限経過債務及び求償權における( )内は、それぞれの前期末残高との比較増減を記載している。

口 保 証 承 諾

(イ) 金融機関別保証承諾

(単位：百万円)

区 分	件 数	金 額
都 市 銀 行	3	39
地 方 銀 行	3, 159	39, 559
第二地方銀行協会加盟行	78	1, 181
信 託 銀 行	0	0
長 期 信 用 銀 行	0	0
信 用 金 庫	809	5, 477
信 用 協 同 組 合	340	2, 755
商工組合中央金庫	9	82
そ の 他	10	34
計	4, 408	49, 128

(注) 信用金庫、信用協同組合、農業協同組合及び労働金庫には、それぞれの連合会を含む。

## (口) 金額別保証承諾

(単位：百万円)

区分		件数	金額
100万円以下		489	394
100万円超	200万円以下	512	894
200万円超	300万円以下	593	1,694
300万円超	500万円以下	653	2,948
500万円超	1,000万円以下	835	6,930
1,000万円超	1,500万円以下	365	4,885
1,500万円超	2,000万円以下	413	7,916
2,000万円超	3,000万円以下	252	6,830
3,000万円超	5,000万円以下	189	7,815
5,000万円超	6,000万円以下	31	1,782
6,000万円超	7,000万円以下	15	996
7,000万円超	8,000万円以下	33	2,608
8,000万円超	10,000万円以下	16	1,520
10,000万円超	20,000万円以下	12	1,915
20,000万円超	30,000万円以下	0	0
30,000万円超	40,000万円以下	0	0
40,000万円超	50,000万円以下	0	0
50,000万円超		0	0
計		4,408	49,128

## (八) 期間別保証承諾

(単位：百万円)

区分	件数	金額
3月以内	161	1,690
3月超 6月以内	234	3,084
6月超 1年以内	407	7,088
1年超 2年以内	881	4,234
2年超 3年以内	119	699
3年超 4年以内	76	393
4年超 5年以内	511	5,196
5年超 7年以内	512	4,038
7年超 10年以内	1,440	20,467
10年超	67	2,239
計	4,408	49,128

## (二) 資金使途別保証承諾

(単位：百万円)

区分	件数	金額
設備資金	642	5,179
運転資金	3,766	43,949
その他	0	0
計	4,408	49,128

## (示) 保証種類別保証承諾

(単位：百万円)

区分	件数	金額
普通保証	69	1,575
特別保証		
災害	3	65
経営安定関連	162	4,287
公害防止	0	0
危機関連	0	0
海外投資	0	0
輸出関連	0	0
事業転換	10	188
国際経済	0	0
体质強化	0	0
特定地域	0	0
新事業開拓	0	0
省エネ	1	10
当座貸越	81	1,955
カードローン	840	2,738
労働力確保	0	0
小売商業	0	0
中堅企業	0	0
創業等	235	1,305
流動資産担保融資	25	794
事業再生	10	180
一括支払契約	0	0
予約	0	0
経営力強化	0	0
小口	2,043	15,443
設備	24	133
長期	427	7,768
輸出	0	0
季節	0	0
手形割引	0	0
その他の	417	9,247
計	4,278	44,113
社債引受保証	61	3,440
合計	4,408	49,128
追認	0	0
根保証	2	60

## (～) 本所、支所別保証承諾

(単位：百万円)

区分		件数	金額
本 所		1,605	18,002
支 所	大 館 支 所	617	7,186
	能 代 支 所	363	3,955
	本 莊 支 所	619	6,408
	大 曲 支 所	529	5,896
	横 手 ・ 湯 沢 支 所	675	7,681
	計	2,803	31,126
合 計		4,408	49,128

## 八 代 位 弁 濟

### (イ) 保証承諾年度別代位弁済

(単位：千円)

区 分 保証承諾年度	件 数	金 額
6 年 度	8	67, 766
5 年 度	44	474, 228
4 年 度	62	430, 740
3 年 度	68	457, 039
2 年 度	236	2, 235, 680
元 年 度	26	224, 128
30 年度以前	65	763, 005
計	509	4, 652, 586

## (口) 金融機関別代位弁済

(単位：千円)

区分	件数	金額
都市銀行	0	0
地方銀行	378	3,626,949
第二地方銀行協会加盟行	7	71,882
信託銀行	0	0
長期信用銀行	0	0
信用金庫	73	532,876
信用協同組合	45	304,008
農業協同組合	0	0
商工組合中央金庫	6	116,871
日本政策金融公庫	0	0
労働金庫	0	0
生命保険会社	0	0
損害保険会社	0	0
その他の	0	0
計	509	4,652,586

(注) 信用金庫、信用協同組合、農業協同組合及び労働金庫には、それぞれの連合会を含む。

## (八) 保証種類別代位弁済

(単位：千円)

区分	件数	金額
普通保証	8	148,425
特別保証		
災害	5	110,689
経営安定関連	148	1,687,867
公害防止	0	0
危機関連	135	1,115,122
海外投資	0	0
輸出関連	0	0
事業転換	1	68,885
国際経済	0	0
体质強化	3	21,924
特定地域	0	0
新事業開拓	0	0
省エネ	0	0
当座貸越	0	0
カードローン	27	71,346
労働力確保	0	0
小売商業	0	0
中堅企業	0	0
創業等	21	84,437
流動資産担保融資	0	0
事業再生	0	0
一括支払契約	0	0
予約	0	0
経営力強化	0	0
小口	98	497,376
設備	0	0
長期	31	463,603
輸出	0	0
季節	0	0
手形割引	0	0
その他の	32	382,912
計	501	4,504,161
社債引受保証	0	0
合計	509	4,652,586
追認	0	0
根保証	0	0

二 回 収

(イ) 保証承諾年度別回収

(単位 : 千円)

区 分 保証承諾年度	件 数	金 額
6 年 度	0	0
5 年 度	1	9, 680
4 年 度	3	24, 443
3 年 度	3	44, 609
2 年 度	4	172, 333
元 年 度	0	7, 106
30 年 度	1	34, 954
29 年 度	2	15, 412
28 年 度	3	22, 009
27 年 度	3	26, 556
26 年度以前	51	490, 735
計	71	847, 837

(口) 代位弁済年度別回収

(単位 : 千円)

区分 代位弁済年度	件 数	金額
6年 度	7	55,664
5年 度	3	127,248
4年 度	5	122,551
3年 度	0	8,990
2年 度	3	60,966
元年 度	6	27,870
30年 度	1	21,885
29年 度以前	46	422,663
計	71	847,837

(8) 債権譲受業務の状況

(単位:千円)

区分	件数	金額
譲受債権	0	0
回収	0	0
譲受債権償却	0	0
譲受債権残高	0	0

(9) ファンド出資業務の状況

(単位:千円)

ファンド名	秋田再生可能エネルギー投資事業有限責任組合
組成総額	210,000
出資額	5,500

(単位:千円)

ファンド名	秋田市中小企業振興投資事業有限責任組合
組成総額	300,000
出資額	4,000

(単位:千円)

ファンド名	秋田市中小企業振興2号投資事業有限責任組合
組成総額	300,000
出資額	350

## 2. 収支計算書（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

(単位：円)

科 目	金 額
経常収入	3,177,014,986
保 証 料	2,632,482,429
預 け 金 利 息	7,037,830
有 價 証 券 利 息 配 当 金	244,558,860
調 査 料	0
延 滞 保 証 料	1,864,895
損 害 金	39,286,032
事 務 補 助 金	13,744,930
責 任 共 有 負 担 金	214,831,000
雜 収 入	23,209,010
経常支出	2,119,497,248
業 務 費	864,638,474
役 職 員 給 与	437,377,158
退 職 給 与 引 当 金 繰 入	45,391,148
そ の 他 人 件 費	76,404,331
旅 費	4,766,082
事 務 費	184,552,410
賃 借 料	8,533,727
動 産 ・ 不 動 産 債 却	19,658,164
信 用 調 査 費	2,987,624
債 権 管 理 費	50,077,071
指 導 普 及 費	13,487,756
負 担 金	21,403,003
借 入 金 利 息	0
信 用 保 險 料	1,194,108,867
責 任 共 有 負 担 金 納 付 金	28,655,384
雜 支 出	32,094,523
経常収支差額	1,057,517,738
経常外収入	5,643,953,554
債 却 求 債 権 回 収 金	100,466,276
責 任 準 備 金 戻 入	1,966,470,570
求 債 権 債 却 準 備 金 戻 入	296,106,370
求 債 権 補 填 金 戻 入	3,280,910,338
保 險 金	2,997,125,758
損 失 補 債 補 填 金	283,784,580
有 價 証 券 評 價 益	0
有 價 証 券 売 却 益	0
補 助 金	0
そ の 他 収 入	0
経常外支出	6,103,752,103
求 債 権 債 却	3,624,007,314
譲 受 債 権 債 却	0
雜 勘 定 債 却	3,800,000
有 價 証 券 評 價 損	0
有 價 証 券 売 却 損	0
退 職 金	1,256,343
責 任 準 備 金 繰 入	1,882,380,062
求 債 権 債 却 準 備 金 繰 入	585,286,537
そ の 他 支 出	7,021,847
経常外収支差額	-459,798,549
制度改革促進基金取崩額	0
収支差額変動準備金取崩額	0
当期収支差額	597,719,189
収支差額変動準備金繰入額	298,000,000
基 本 財 产 繰 入 額	299,719,189

### 3. 貸借対照表（令和7年3月31日現在）

(単位：円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	0	基 本 財 産	20,041,803,048
現 金	0		10,847,936,681
小 切 手	0		9,193,866,367
預 け 金	6,832,116,185	制 度 改 革 促 進 基 金	0
当 座 預 金	0	收 支 差 額 変 動 準 備 金	6,816,227,942
普 通 預 金	524,597,748	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	0
通 知 預 金	0	責 任 準 備 金	1,882,380,062
定 期 預 金	6,300,000,000	求 償 権 償 却 準 備 金	585,286,537
郵 便 貯 金	7,518,437	退 職 給 与 引 当 金	429,923,398
金 銭 信 託	0	損 失 補 償 金	4,555,740,197
有 価 証 券	24,072,655,447	保 証 債 務	272,520,900,454
国 債	0	求 償 権 補 填 金	0
地 方 債	10,836,066,936	保 険 金	0
社 債	13,229,408,043	損 失 補 償 補 填 金	0
株 式	3,000,000	借 入 金	0
受 益 証 券	0	長 期 借 入 金	0
新 株 予 約 権	0	(うち 日本政策金融公庫分)	0
フ ア ン ド 出 資	4,180,468	短 期 借 入 金	0
譲 渡 性 預 金	0	(うち 日本政策金融公庫分)	0
そ の 他	0	収支差額変動準備金造成資金	0
動 産 ・ 不 動 産	645,737,093	雜 勘 定	4,264,292,987
事 業 用 不 動 産	527,188,286	仮 受 金	4,033,912
事 業 用 動 産	48,993,123	保 険 納 付 金	63,064,952
所 有 動 産 ・ 不 動 産	0	損 失 補 償 納 付 金	10,125,747
建 設 仮 勘 定	69,555,684	未 経 過 保 証 料	4,184,448,504
損 失 補 償 金 見 返	4,555,740,197	未 払 保 険 料	1,037,931
保 証 債 務 見 返	272,520,900,454	未 払 費 用	1,581,941
求 償 権	1,777,567,289	有 価 証 券 未 払 金	0
譲 受 債 権	0		
雜 勘 定	691,837,960		
仮 払 金	10,670,109		
保 証 金	0		
厚 生 基 金	86,895,000		
連 合 会 勘 定	0		
未 収 利 息	48,321,143		
有 価 証 券 未 収 入 金	0		
未 経 過 保 険 料	545,951,708		
合 計	311,096,554,625	合 計	311,096,554,625

4. 財産目録（令和7年3月31日現在）

(単位：円)

資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	0	その他有価証券評価差額金	0
預 け 金	6,832,116,185	責 任 準 備 金	1,882,380,062
金 錢 信 託	0	求償権償却準備金	585,286,537
有 価 証 券	24,072,655,447	退職給与引当金	429,923,398
動 産・不 動 産	645,737,093	損失補償金	4,555,740,197
損失補償金見返	4,555,740,197	保証債務	272,520,900,454
保証債務見返	272,520,900,454	求償権補填金	0
求 償 権	1,777,567,289	借 入 金	0
譲 受 債 権	0	雑勘定	4,264,292,987
雑 勘 定	691,837,960		
合 計	311,096,554,625	合 計	284,238,523,635
		正味財産	26,858,030,990